

都 市 経 済 委 員 会 会 議 録

招 集

令和4年3月17日（木）午前10時 議場

出席委員（9名）

（委員長）国 頭 靖 （副委員長）田 村 謙 介
遠 藤 通 中 田 利 幸 又 野 史 朗 三 嶋 秀 文
矢 倉 強 安 田 篤 渡 辺 穰 爾

欠席委員（0名）

説明のため出席した者

伊澤副市長

【経済部】杉村部長

[経済戦略課] 若林次長兼課長 宮本企業立地推進室長

[商工課] 頼田課長 上場商工振興担当課長補佐

森脇課長補佐兼ふるさと振興担当課長補佐

【文化観光局】奥田局長

[観光課] 石田課長 田仲課長補佐兼観光戦略担当課長補佐

[スポーツ振興課] 深田課長 成田課長補佐兼スポーツ振興担当課長補佐

[文化振興課] 原課長 下高文化財室長

【農林水産振興局】中久喜局長兼農林課長

[農林課] 森脇課長補佐兼土地改良担当課長補佐

[水産振興室] 赤井室長

[地籍調査課] 塚田課長

【都市整備部】隠樹部長

[建設企画課] 遠崎課長 足立総務担当課長補佐 折戸企画調整室長

[都市整備課] 北村課長 森公園街路担当課長補佐

伊藤河川橋りょう担当課長補佐 本干尾米子駅周辺整備推進室長

[道路整備課] 伊達次長兼課長 古田道路改良担当課長補佐

瀬尾課長補佐兼道路維持担当課長補佐

足立排水路維持担当課長補佐

[営繕課] 西村課長

[建築相談課] 前田次長兼課長 神門課長補佐兼建築審査担当課長補佐

[住宅政策課] 池口課長 片山住宅政策担当課長補佐

潮課長補佐兼市営住宅担当課長補佐

【下水道部】下関部長

[下水道企画課] 遠藤課長 深吉下水道企画室長 中村総務担当課長補佐

遠藤総務担当係長

[下水道営業課] 足立次長兼課長 林課長補佐兼料金担当課長補佐

村上普及担当課長補佐

[整備課] 山中課長 本池課長補佐兼管路整備担当課長補佐

清水管路維持担当課長補佐

[施設課] 山崎課長 見山施設維持担当課長補佐

松並課長補佐兼施設工事担当課長補佐 徳田施設維持担当係長

【農業委員会事務局】 宅和事務局長

【水道局】 朝妻局長

[計画課] 金田副局長兼課長 濱田担当課長補佐

[総務課] 伊原次長兼課長 田中財務担当課長補佐 羽柴財務担当係長

[営業課] 津村課長

[水質管理課] 松田課長

[施設課] 石田課長

出席した事務局職員

松下局長 土井次長 森井議事調査担当局長補佐

傍聴者

石橋議員 岩崎議員 岡村議員 奥岩議員 戸田議員 森谷議員

報道関係者 2人 一般 1人

審査事件及び結果

議案第14号 米子市特別会計条例の一部を改正する条例の制定について [原案可決]

議案第15号 米子市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について [原案可決]

議案第16号 米子市道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例の制定
について [原案可決]

議案第17号 米子市手数料条例の一部を改正する条例の制定について [原案可決]

議案第18号 米子市下水道使用料等審議会条例の一部を改正する条例の制定について
[原案可決]

議案第19号 市道の路線の認定について [原案可決]

議案第20号 市道の路線の廃止について [原案可決]

議案第21号 市道の路線の変更について [原案可決]

陳情第103号 「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求
める陳情書 [不採択]

報告案件

- ・下水道施設地域連携方式包括的民間委託導入に係る状況報告について [下水道部]
- ・令和3年度米子市下水道事業の予算繰越しについて [下水道部]
- ・米子市下水道事業経営戦略及び米子市農業集落排水事業経営戦略の改定について
[下水道部]
- ・米子・境港間の高規格道路地元懇談会での取組について [都市整備部]
- ・米子駅南北自由通路等整備事業の進捗状況について [都市整備部]

~~~~~

午前10時00分 開会

○国頭委員長 ただいまから都市経済委員会を開会いたします。

本日は、10日の本会議で当委員会に付託されました議案8件、陳情1件を審査するとともに、報告5件を受けます。

初めに、下水道部所管について審査をいたします。

議案第18号、米子市下水道使用料等審議会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

遠藤下水道企画課長。

**○遠藤下水道企画課長** そういたしますと、議案第18号、米子市下水道使用料等審議会条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。資料は、A4判1枚物の左上に議案第18号説明資料と記載されたものを御用意ください。

まず、改正理由でございますが、これは、現行の下水道使用料等審議会、これを常設の機関として改めまして、さらに公共下水道等の使用料に関する事項のほか、新たに下水道事業の計画に関する事項についても調査、審議させる、そして意見を得ることとするために改定をしようとするものでございます。この条例改正によりまして、審議事項がない場合におきましても、毎年度2回程度は継続して審議会を開催し、事業運営や経営の状況、見通しのほか、下水道に関する各種計画や経営改善に向けた取組等について説明をし、専門的立場からの知見や使用者の代表の方からの意見等を幅広く取り入れていきたいという狙いで改正するものでございます。

続きまして、主な改正内容についてでございます。これは、資料の下に改正箇所対照表というものでまとめておりますので、それにより御説明をいたします。

まず、条例の名称でございますが、現行の米子市下水道使用料等審議会から米子市下水道事業運営審議会に改正をいたします。所掌事務につきましては、下水道使用料に関することに加えまして、下水道事業の計画に関することを明記するものでございます。委員の任期でございますが、現行では諮問をしたときから諮問事項の審議が終了するまでの期間でございましたが、常設になりますので、任期を2年と定めたものでございます。説明は以上です。

**○国頭委員長** 当局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆さんの質疑をお願いいたします。

又野委員。

**○又野委員** ちょっと1点だけ確認をさせてやってください。この審議会を使用料以外にも審議するという事で、さらにいろいろな意見を聞くということで常設にしたいということですけども、これまでの体制ではそういういろいろな意見を聞くっていうことができないのか、これまで下水道事業の計画とか、新たに改正案で追加されてるんですが、そういうことっていうのは、どのように、そういう意見を聞く場があったのか、なかったのか、多分あったと思うんですけども、そこら辺のどういうふうにかこれまでの体制だと不都合があって、今度こういうふうになるのかっていうのを教えていただければと思います。

**○国頭委員長** 遠藤下水道企画課長。

**○遠藤下水道企画課長** 今の審議会の体制が不都合があるということではなくて、不都合があったので変えるということではなくて、現行の体制をより機能を充実させるという

目的で常設にすることで、継続的に会議を開催し、幅広く意見を伺える、そういった体制を整えたというものでございます。

○国頭委員長 又野委員。

○又野委員 これまでは幅広く意見を聞いてなかったってということなんですか、そうすると。

○国頭委員長 遠藤課長。

○遠藤下水道企画課長 今までですと、諮問があったときのみ審議会を設置をいたしまして、諮問事項について御審議をいただくというものでございますから、諮問がない期間にあっては、審議会の開催というものはしておりませんので、審議会での意見を取り入れるということはやっておりません。

○国頭委員長 又野委員。

○又野委員 様々なことについて意見を聞きやすくするためと。これまでも一応、諮問を受ければ、じゃあ様々なことについてはこういう審議会を開いてたという、ほかの審議会でもあったということなんですかね。

○国頭委員長 遠藤課長。

○遠藤下水道企画課長 現行の条例でも市長が特に認めれば、諮問する事項として諮問ができるというふうになっておりますが、実際に使用料の水準以外について諮問を行ったことはございません。

○国頭委員長 中田委員。

○中田委員 幾つかちょっと聞いてみたいと思うんですけども、まずはちょっと、この常設っていうのは、前回の答申を受けて、料金値上げに結びついたときの答申内容も含めて、今後っていうところの部分も考慮されてだと思んですけども、それでまずちょっと聞いてみたいのは、この審議会のメンバー構成においては、前回も値上げをした際に、周知期間が短かったりとか、いろんなこともあったんですけども、この審議する段階からやっぱりいろいろと時間をとるか、丁寧に進めていかなきゃいけないと思うんですけど、このメンバーっていうのは、どのような委員構成を考えておられるか、まず聞きたいと思います。

○国頭委員長 深吉下水道企画課下水道企画室長。

○深吉下水道企画課下水道企画室長 審議会のメンバー構成についてでございますが、今、経済団体、女性団体、大口使用者など各種団体からの推薦、学識経験者、使用者の代表のほか、公募による委員等での構成を考えております。

○国頭委員長 中田委員。

○中田委員 先ほどちょっと値上げに結びついたってということで、今後も3年とかそういった一定程度のところでよくよく考えるようにというような内容で前回あったと思うんですけども、やっぱり使用者の方をぜひ入れていただきたい。ここに大口使用者ということが書いてありますけど、大口使用者っていう人の立場から考える下水道料金と、例えばですよ、それから一般感覚で、家庭感覚で考える下水道料金に対する捉え方っていうのも若干私は違う要素もあるんじゃないかと思ってますんで、そこら辺についてはぜひ配慮していただいて、公募がありますんで、また配慮をお願いしたいということをお願いしたいと思います。

それで、次、ちょっと続けてですけども、今回、審議会の所掌事務に下水道事業の計画に関することってというのが追記されたわけですね。先ほど来、又野委員の質問のところでも若干関連してくるかもしれませんが、ここを追記したっていうところで、市長が諮問する計画ってというのは、何か想定されたものかというか、ある程度、何か今後、いろいろこういうことを審議してもらいたいという想定されたものがあるのか、その辺についてお伺いしたいと思います。

○国頭委員長 深吉室長。

○深吉下水道企画課下水道企画室長 諮問する計画についてなんですが、現時点では想定しておりません。

○国頭委員長 中田委員。

○中田委員 要は可能性としてっていうか、機能として条例に持たせるっていうことも分からなくてもないんですけど、やっぱり何も具体的な計画が想定されていないというか、方向性の例えば検討が報告されていない状況の中で、増設するからっていうところで、あえてこの追記を明記する意図ってというのが、ちょっと釈然としないんですけど、そこら辺の意図ってのがやっぱりあってこの項目を加えたんじゃないかって思ってしまうんですが、その辺についてはいかがですか。

○国頭委員長 下関下水道部長。

○下関下水道部長 先ほど、現時点でこれだということでのものというものは、まだ固まってはおりませんが、下水道事業に大きな影響を及ぼすような計画、あるいは方針、そういったものについては幅広く御意見を伺ってまいりたいというふうには考えております。例えば今後、恐らくは見直しが必要になってくるであろう生活排水対策方針であるとか、あるいは事業計画的なものであるとか、あるいは再構築であるとかっていうようなものによっては、御意見を伺うような場面もあろうかというふうに思っております。

○国頭委員長 よろしいですか。

○中田委員 今までいろんな説明も受けてきましたし、例えば後で違う項目っていうか、この条例案ではないところでも出てくる話だと思うんですけども、将来にわたってどうやってこの下水道、公共下水道っていうインフラを整備していくかっていうところについては、この10年概成っていう考え方なんかも含めて、そういった状況がある一方で、米子市が抱える構造的なこの下水道の経営構造っていいですか、施設だったりそういったいろんな構造的なものがあるっていうことで、今、国の施策、10年概成とかそういった状況を見ると、今後の経営を左右するような判断をしなければいけないような時期が差し迫っていると私は実は思ってるんですよ。例えば令和の8年、9年あたりのところに向けて、これは後ほどそういう話も出るんでしょうけども、そうなってくると、やっぱりその重要な判断というところに向かっていく上で、市民の皆さんのをしっかりと聞いたりとか、それから議会でも当然、議論をしていく必要も私はあると思ってまして、そういう面からいくと、そういった非常に大事なところですので、きちっと方向性を打ち立てながらやっていくってことが必要ですし、過程過程のプロセスの中でのやっぱり市民の意見を取り入れるというか、しっかりと聞いて説明をしっかりと果たすような、そういったやり方を考えておかないといけないということ、これは申し上げておきます。よろしくお伺いしたいと思います。

す。

○**国頭委員長** ほかにございませんか。

遠藤委員。

○**遠藤委員** この常設になるということになりますと、委員の皆さんの身分というか、扱いはどうなりますか。

○**国頭委員長** 遠藤課長。

○**遠藤下水道企画課長** 非常勤の特別職になるものと思っております。

○**国頭委員長** 遠藤委員。

○**遠藤委員** それから、今、中田委員からも指摘されたけども、この改正理由のところには調査審議という言葉があつて、調査審議する事項という内容も入っていますが、この調査審議する事項というのは、市長がということの中で、全てが含まれると思うんですけども、具体的にはどういう内容が出てくることになるんですか。

○**国頭委員長** 遠藤課長。

○**遠藤下水道企画課長** 想定されるものとしたしまして、使用料に関する事、そしてこのたび追加をいたしました下水道事業の計画に関する事でございます。

○**国頭委員長** 遠藤委員。

○**遠藤委員** つまり言葉を換えて言えば、下水道事業に対する外部識者による経営委員会、このような形の姿が出てくるということでもいいんですか。

○**国頭委員長** 遠藤課長。

○**遠藤下水道企画課長** すみません、ちょっと最後のほうが聞き取りできなかったのもう一度お願いします。

○**遠藤委員** 外部識者、外部の皆さんの見識者による、識者による下水道事業の経営委員会というような性格のものがあるんですか。マスク取らないけんかな。

○**国頭委員長** 遠藤課長。

○**遠藤下水道企画課長** あくまでも審議会でございますので、有識者の方もおられますし、市民の方等もおられますし、各団体の代表の方もおられます。経営委員会というものではございません。

○**国頭委員長** 遠藤委員。

○**遠藤委員** それから、この委員の選出で今説明がありましたけども、本当に市民のレベルでの、レベルって失礼ですけども、市民の主権者の意見を反映させる下水道を行うということを前提にした審議会ということであるならば、委員の皆さんの選出方法は従来のやり方でどうなのかなと、今言われたような団体の中から1人とか、それから学識の中から1人とかいうことでなしに、もう少しこの生活者の視点に立った、生活時点での委員の皆さんの声が多数入るような、そういう委員の選出方法があつていいのではないかと私は思うんです。そういう意味では、そういう一般の消費者というか、一般の生活者というか、そういうところの委員数を増やすという考えはないんですか。

○**国頭委員長** 遠藤課長。

○**遠藤下水道企画課長** 委員の構成につきましては、使用者の代表の方も入れさせていただきます。また公募での委員も入れさせていただきますが、他の選出された方との数のバランスも考えながら検討していきたいと思っております。

○国頭委員長 遠藤委員。

○遠藤委員 その前に男女の構成比はどう考えられますか。

○国頭委員長 遠藤課長。

○遠藤下水道企画課長 大体選出する場合、女性を中心に選出をするということに努めておるところでございます。

○国頭委員長 遠藤委員。

○遠藤委員 それで、こういうこの運用になると、大変議会のほうも苦勞すると思うんですよね。というのは、今までも下水道審議会が行われて数回開かれております。けども、下水道審議会が議会に報告が上がるのは催促をして初めて上がったたり、最終的な結論だけが議会に上がったたり、こういう経過が過去にあったと思います。ということは、今度は市長がどういうふうにこれを使うかという、審議会で意見を出していただきましたから、それを議案にいたしましたというだけになっちゃって、事実上、議会の審議が非常にしにくいという、そういう苦勞をしてきたと思っています、議会は。だからある意味では、これが隠れみになる、そういうような運用になってはならんと私は思うんです。そういう意味で、審議会の在り方が随時、議会の側のほうにも報告ができるような、そういう流れというものをきちっと位置づけといていただかなきゃならんと、こういうふう思うんですが、どういう考えですか。

○国頭委員長 遠藤課長。

○遠藤下水道企画課長 審議会での審議の内容、あるいは審議結果につきましては、適宜情報を提供させていただきたいと思えます。

○国頭委員長 よろしいですか。

ほかにございませんか。

〔「なし」と声あり〕

○国頭委員長 ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

採決に向けての委員の皆さんの御意見をお願いいたします。ありませんか。

〔「なし」と声あり〕

○国頭委員長 ないようですので、討論を終結いたします。

それでは、採決いたします。

議案第18号、米子市下水道使用料等審議会条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と声あり〕

○国頭委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

都市経済委員会を暫時休憩いたします。

午前10時19分 休憩

午前10時30分 再開

○国頭委員長 都市経済委員会を再開いたします。

下水道部から3件の報告がございます。

初めに、下水道施設地域連携方式包括的民間委託導入に係る状況報告について、当局か

ら報告をお願いいたします。

見山施設課施設維持担当課長補佐。

**○見山施設課施設維持担当課長補佐** そうしましたら、下水道施設地域連携方式包括的民間委託導入に係る状況報告について報告をさせていただきます。使う資料としましては、左上に報告1説明資料というものを準備してください。よろしいでしょうか。

それでは、まず、これまでの検討の状況について報告をさせていただきます。1ページ目に表のほうでまとめておりますけども、これまでの状況について説明します。まず、一番最初なんですけども、平成30年10月に庁内検討委員会のほうを設置しまして、将来に向けた下水道施設の管理体制について検討を行ってきました。ここでは現在の課題の整理であったり、これから安全・安心で持続可能な管理体制を構築するためにはどうやったらいいかというふうなことをいろいろ検討していったことです。

次に参りまして、令和元年の9月、都市経済委員会での報告、それから一つ飛ばしまして、令和3年の1月にも都市経済委員会のほうで報告させていただいてます。こちらでは、包括導入に関しての検討の経過の報告であったり、それから導入に至った経緯等について報告をさせていただきました。また、この表では上げてはいないのですけども、令和3年の2月に全会派に向けて個別説明の機会を設けさせていただきました。そこで議員の皆様丁寧に説明をさせていただきました。これが令和3年度までの取組です。

令和3年度以降、今年度の取組なんですけども、大きく2つのことをやっておりまして、まず令和3年7月、それから令和3年10月、令和4年の2月、公民連携プラットフォームというものを開催しました。これはどういったことかと申しますと、この包括的民間委託に導入の意欲のある民間事業さんと対話形式の場を設けまして、米子市が求めている包括民間委託、どういったものかというふうなことについて説明を行っています。それから、令和3年10月、それから令和4年1月には、事業者等選考委員会というものを設置して実施してます。これは公平公正な事業者の選考の実施のための委員会の設置であります。この役割としては、先ほど申しました事業者の選考であったり、事業者の選考資料、要求水準書、包括委託の仕様書である要求水準書とかの検討について、この委員会で検討してもらってます。これらの検討の結果、最終的な完成形ではありませんけども、案という形で今回報告させていただく内容まで、この民間委託の内容が固まりましたので、今回、前回の報告から時間は空いてしまったんですけども、報告させてもらうこととします。1ページ目のこれまでの状況については以上です。

開いていただきまして、次からが地域連携方式包括民間委託の事業の具体的な概要について説明させていただきます。

まず、1番、包括的民間委託導入の目的です。これは何度も説明させていただいてますけども、読ませていただきます。これまで公共下水道施設における運転・維持管理業務は、一般財団法人米子市生活環境公社への委託を活用することで、経験豊かなシニア世代の雇用確保に貢献するとともに、安価な委託費で適正に業務を行ってきました。しかしながら、検討を進めていった結果、ここの次の黒文字で強調した下線の部分になるんですけども、施設の運転・維持管理状況の変化及びストックマネジメント計画による改築工事の本格化、それから増加する運営リスク、災害リスクといった大きな4つの課題が出てくることが分かってきました。これに対応するためには、現在の限られた人員では、業務の継続が困難

であることが分かってきました。そこで、将来に向けて安全・安心な管理体制を見直すということを目的として包括的民間委託を導入するものです。

次に、地域連携方式の策定についてです。ここで、この資料にはないんですけども、説明するんですけども、今回、米子市が考えている包括民間委託は、通常の包括委託を導入するものではありません。通常の包括委託は大手企業さんが元請となってしまうと、地元企業さんが下請となるというふうな形になります。そうすると、利益の大半が大手企業さんのほうに流れていって、それが地域の発展にはなかなかつながりにくいというふうなことが考えられます。逆に、ならば地元企業さんが元請になってやったらどうかということなんですけども、残念ながら地元企業さんにはやはり下水道を維持管理していく技術、ノウハウというのがありませんで、これは地元企業さんに技術力がないというふうに言っとるわけではなくって、これまで公社さんが適切に維持管理をしてこられたので、地元企業さんがなかなかそういうふうな維持管理をする機会がなかったというふうに捉えています。この状況の中、いかに安全・安心で持続可能な管理体制を構築するかっていうふうなことを考えまして、資料に戻っていただいて、米子市の方向性として、地元企業と民間専門企業の連携による事業スキームとする。当初は民間専門企業さんの技術、ノウハウを生かして、安定した運転管理業務を行っていきます。行く行くは将来的には地元企業さんが主体となって下水道事業を担っていただくというふうな事業スキームとすることで、地元の発展にもつなげていきたいと考えています。

次に、事業者の構成なんですけども、下の図を見ていただいたらいいんですけども、これがイメージ図になりまして、事業グループの中に民間専門企業と地元企業さんというのがあります。この組合せを基本の形として事業を受けていただきます。この民間専門企業さんと地元企業さんに市外企業さんが入ることも可能というふうな形としています。イメージ図の左下に公社職員さんの人材継承というのがあります。これまで維持管理を行ってきた、従事していただいた公社の職員さんのその方々の人材を継承していただくことで、運転管理に生かしていきたいというふうに考えています。公社職員さんの人材継承の条件については、後ほど説明させていただきます。

次、3、業務の内容についてです。今回、包括民間委託の業務の内容としまして、大きく3つの業務を行うこととして考えてます。まず、統括管理業務、それから保全管理業務、これは点検であったり修繕であったり。運転管理業務としまして、水質の測定とかユーティリティー管理、これまで公社さんに委託しておったのは、この運転管理業務になりまして、それ以外の統括管理であったり、保全管理であったりという業務を包括的に委託するものです。

次、この四角の中で、これが特に説明したい内容になるんですけども、インセンティブとペナルティーというふうな考え方があります。包括委託の効果的な事業の実施には、このインセンティブとペナルティーというのが非常に重要な設定になってきます。まず、インセンティブについてなんですけども、これは直訳すると見返りであったり報酬というふうな意味があるんですけども、企業努力によって削減したものであるというものを企業のほうにリターンというか、うまみとして準備する。こういうことを設定すると、企業さんはその削減した分が全て入ってきますので、そういう企業さんの技術やノウハウを最大限に生かして維持管理の効率化に向かうのではないかと考えています。インセンティブの設定

については、今、下のほうに書いてある委託料及び評価の視点で、成果連動型によるインセンティブとすることを想定しています。委託料については、企業努力による経費削減分、それから、これについては主に電気代や薬品費、これらを想定しています。

次は、評価ということで、業務履行条件を満たした場合は、2期目の事業選定時の評価とする。これは適正に業務を履行できた場合、例えば水質管理とかでちょっと厳しめの水質を設定しておいて、それを常時、常時というか、年平均ぐらいでちゃんと達成できるのであれば評価に加えるっていうふうなことです。事業者さんはこの業務っていうのを継続して受けていきたいというふうに考えるはずですので、ここでもインセンティブとして働くと考えています。

次に、インセンティブとは逆のペナルティーについてです。これは今考えてるのは、放流水質とか一定の基準、これは法定基準というふうに考えようかと思ってるんですけども、を設けて、これを超過した場合はペナルティーとして費用の請求であったり、委託費の減額を考えています。このペナルティーの設定については、ちょっと難しいんですけども、あまり過度なペナルティーを設定してしまうと、企業さんはそれをリスクと考えるので、それはあまり過度なペナルティーを要求せずに、他市町村と同じようなことを設定することとして考えてます。このインセンティブ、ペナルティーについては、事業者選考委員会等でも審議して決定いたしますので、また最終の報告でさせていただきたいと考えてます。

次に、4番、公社職員さんの受託企業への転籍についてです。今回の包括委託の導入については、実際に処理場を管理されている公社職員さんのスムーズな転籍っていうのが非常に必須の条件と考えてます。なので、転籍される職員さんの条件っていうのを、この四角のほうに書いてあるんですけども、事業者の参加条件ということで設定させていただいてます。その内容ですけども、四角の中を読ませていただきます。受託企業へ転籍を希望する公社職員さん全員を正社員として雇用すること。それから第1期、これは受託期間の第1期、令和5年度から令和7年度の3年間は期間中による制限をつけさせていただきます。まず、雇用された公社職員さん全体の現給を保障すること、それから会社都合による解雇は認めない、それから本人が希望しない場合、受託企業内の別の部署、処理場管理とは別の部署への配置替えは行わないというふうなのを条件としてつけさせていただきます。

それでは、最後に1枚めくってもらって、導入までのスケジュールです。これは令和3年度、それから令和4年度のことを書いてますけども、ポイントとしては、ここの赤字の部分で、令和4年度の7月に提案募集を行います。募集の提案を受けるのは、令和4年度の9月、それで審査を行って、契約を締結するっていうふうな内容になります。契約を締結する前には、その審査結果や契約内容については別途報告をさせていただきたいと考えています。令和4年度に債務負担行為を設定させていただいています。これは令和4年度中、ここで言うと12月の多分末ぐらいになると思うんですけども、契約をします。それから引継ぎ期間に入りますので、その期間、契約を先に締結するので、債務負担を設定させていただきます。費用についてはかからないっていうふうに考えてます。以上で説明は終わりです。

**○国頭委員長** 説明が終わりました。

委員の皆さんの質疑、御意見をお願いいたします。

又野委員。

○**又野委員** 幾つか聞かせてもらいます。これまでももしかしたら話があったら申し訳ないんですけども、2ページの真ん中の辺りの米子市の方向性のところで、民間専門企業の技術、ノウハウのところ、維持管理というようなことを言われてたと思うんですけども、この技術、ノウハウっていうのは、維持管理のことでよろしかったでしょうか。

○**国頭委員長** 徳田施設課施設維持担当係長。

○**徳田施設課施設維持担当係長** ただいまの御質問のお見込みのとおりでございます。施設維持に関わる技術力というところがございます。こちらなんです、施設管理業務に必要な技術力というものがこれからどんどん高度化していくというふうに考えております。それに対応するためには、民間の専門技術が必要となっていくというところなんです。この技術の高度化ということについてなんです、ストックマネジメント計画による改築工事というのがこれからどんどん増えていくところがございます。これは常にどこかの設備で大きな改築工事が常に発生しているという状況が長期的に続くものでございます。その際に、運転維持管理業務への影響というのは非常に大きく、今までのやり方を続けていったのでは、それに対応できない、適切な業務履行のためには、より高度な技術力が求められるというところで、それに対応するために民間の専門技術を取り入れるということで記載させていただいております。以上です。

○**国頭委員長** 又野委員。

○**又野委員** そのより高度な技術っていうのは、例えばこれまで維持管理してこられた生活環境公社では、そういうのは取り入れることはできないっていうことなんですか。

○**国頭委員長** 徳田係長。

○**徳田施設課施設維持担当係長** 公社の体制で、それを何とか取り入れられないかという検討はもちろんさせていただきました。これについては、先ほどの課題で施設の運転維持管理状況の変化という言葉をちょっと使わせていただいたんですが、そのちょっと説明になってしまうんですが、昔、下水道、供用開始した昭和40年後半ぐらいから市職が直営でずっと維持管理をしてきたところから、昭和50年代前半、昭和53年辺りなんです、公社が設立されて、そこから市職と公社さんで半直営で業務に当たってきたという経緯がございます。このときは、設備もまだ新しかったので、修繕はまだまだ全然発生してないという状況だったんですが、それが平成10年辺りから現在に至るまでに、市職も業務効率化で人数を減らしていった、昔は20名以上いた職員も今では8名体制でやっている、公社さんについても人数がちょっと減ってきているっていう中、施設がどんどん古くなってきて、修繕件数がもう10年前と比べて倍以上、今、年間大体100件ぐらいなんです、もう正直、現場で動く身としてかなり危機感を感じているという状況です。その中で、やっぱり今の、市職員、限られた人員で、なかなかこの体制を変えていくっていう、今の体制を変えていくということは難しいというような見方をしているというところがございます。以上です。

○**国頭委員長** 又野委員。

○**又野委員** 人員が限られているっていう言葉が何か強かったような気がするんですけども、人員を充実すれば対応できるのか、あと民間専門企業は人員が充実しているということなんですかね。もし民間専門企業は人員が充実しているということであれば、米子市としても人員充実できるんじゃないかなとちょっと思ったんですけども、そこら辺は。

○**国頭委員長** 山崎施設課長。

○**山崎施設課長** 職員を充実すればできるんじゃないかというようにちょっと御指摘だったと思うんですが、これまで今、担当も申してきたように、半直営と申しましたが、施設管理の管理者としての責任というのは、一部公社に委託をしている状況であっても、全て現在も市側が最終的な責任を負うということで、何か現場でトラブルがあれば、夜間であろうが、市の職員が直接駆けつけるような体制で運営をしております。それを今後、将来にわたって、たとえその数名であっても職員を増やせば、この状況が解決できるのかどうか、現体制の強化を維持する方向で行くのか、あるいは全てを市側の管理責任と置いている現状からちょっと一部転換して、今負ってる責任、リスクの一部を民間委託という形で、民側にも責任ある管理体制の役割を担ってもらいと、その二択でこれまで検討してきた結果、やはり職員側で全てを網羅した体制を整えてこのまま管理を継続するというのが著しく困難であるという判断に至ったことから、この包括的民間委託の導入に至ったという経過でございます。

○**国頭委員長** 又野委員。

○**又野委員** 民間専門企業だと、こちらのほうにそれだけの人材を持ってこれるっていうことですか、そうすると。

○**国頭委員長** 山崎課長。

○**山崎施設課長** どうしても1期目の令和5年から始まる、令和5年、6年、7年の間に現体制を引き継いで、スキルアップした体制を将来にわたって構築する上では、やはり民間企業からの技術者の応援部隊というのが、数名ですね、今考えてるのは、10名弱の大手さんからの応援が1期目の体制では入ると考えている状況です。以上です。

○**国頭委員長** 又野委員。

○**又野委員** そうすると、その下のところに将来的に地元企業が主体となっていて、下水道事業を担うっていうふうに書いてあるんですけども、これは民間専門企業、大手の企業さんがある程度あったら、もう抜けていくというか、外されるということなんですかね。

○**国頭委員長** 徳田担当係長。

○**徳田施設課施設維持担当係長** お見込みのとおりで、大手企業は最初のほうは10名体制ぐらい入れて、スキルアップのための構築してもらいなんですが、今、聞き取りの範囲なんですが、将来的には1人、2人、3人ぐらいまで規模を縮小していくというような聞き取りをしております。

○**国頭委員長** 又野委員。

○**又野委員** じゃあそのときには、地元企業とか、市役所もそうなのか分かんないんですけども、でも人員は確保をしないといけないわけですよ、今の人員じゃなかなか対応ができない。そういう人員が確保される保障はあるんですかね。大手企業さんが抜けるわけですよ。少しは残られるみたいですけど、その抜けられた分っていうのは、一応、地元企業とかで対応ができるような人員は確保できると…。

○**国頭委員長** いいですか。

見山担当課長補佐。

○**見山施設課施設維持担当課長補佐** 人員のほうは抜けられるんですけども、その前に技術とかのノウハウを地元のほうに落としてもらうことで、効率化ということも考えており

ますので、そのような技術を民間専門企業から地元企業さんに移してもらうということで、地元企業さんのスキルアップといいますか、そういうふうなことを考えて、人材とは別のことで対応するというふうな方向で考えてます。以上です。

○国頭委員長 又野委員。

○又野委員 そしたら、様々な技術とかノウハウを吸収して、より少ない人員で将来的にはやるということですね、分かりました。

じゃあ、続けてちょっといいですかね。

○国頭委員長 はい。

○又野委員 市役所の職員さんも、きちんとチェックを当然していかないといけないと思うんですけども、そこら辺のチェックする能力というか、そういうのっていうのは、どういうふうに保障されていくんでしょうか、これから。

○国頭委員長 徳田担当係長。

○徳田施設課施設維持担当係長 おっしゃるとおり、これから市職はモニタリング業務、履行監視評価業務と言われるんですけど、そちらのほうに従事していくことになります。その際に、やはりマニュアルが必要というところもありまして、今、導入支援業務といって、外部コンサルにこの包括委託を導入する支援業務、お願いしてる中で、そんな中で、モニタリングマニュアルを作成してもらうということが1点。もう一つは、やはり修繕業務等を自分たちで見えていないときちんと管理するということもできないというふうに考えております。これは農業集落排水施設やコミプラ、一般施設が市職で、そこは包括範囲外ですので、自分たちで直接見る場所というものもまだ残っておりますので、この辺りについては適切な履行管理ができるような体制をつくっていただけるものと考えております。以上です。

○国頭委員長 又野委員。

○又野委員 じゃあ、引き続き一応、市役所の職員さんも現場というか、そういうのは見ていくのは続けられる部分があるということですね、なるほど、なるほど。そこら辺、しっかりと企業さんもちゃんとしていただけたらと思うんですけども、しっかりとチェックしていただかないかと思えますので、よろしくお願いします。

それと、3ページ目の上の四角で囲ってあるところの中のペナルティーのところですけども、上の丸ポチの他市町村事例と同程度を設定するって書いてあるんですけども、例えばこれは同程度っていったらどういう中身になるのか。

○国頭委員長 徳田担当係長。

○徳田施設課施設維持担当係長 他市町村のペナルティーをいろいろ調べてみたんですが、始期が決まってまして、一定の値を超えた日にちに依じて、1日なのか、1か月なのかというところで、そこで大きく変わってきます。大体の費用規模で言うと数十万から、多くは1か月とか長期にわたってなると、数百万にいくケースもございます。以上です。

○国頭委員長 又野委員。

○又野委員 じゃあ、完全にこれはお金のペナルティー、罰金とかっていうことなんですかね。

○国頭委員長 徳田担当係長。

○徳田施設課施設維持担当係長 おっしゃられるとおり、委託費の減額だったり、そういう形で金銭的なペナルティーを科すというものでございます。以上です。

○国頭委員長 又野委員。

○又野委員 それと、下の囲ってあるところですけども、本事業の参加条件のところ、②のところ、今の公社の希望する方は正社員として雇用することって①に書いてあって、②のところ、3年間って書いてあるんですけども、なぜ3年間ということになったんですか。

○国頭委員長 徳田担当係長。

○徳田施設課施設維持担当係長 今回の件で公社さんは解散して、これからこの企業っていうのは、完全に市から切り離された独立企業という考え方になります。そこに対して市が制限していくことがどうしてもやっぱりできないということで、最初の契約の3年間はまだ市が守り切れるというところで、最初の3年間はこういったところで公社さんの雇用、処遇を守っていきたいというところで、3年間という設定をさせていただいております。

○国頭委員長 又野委員。

○又野委員 なるほど、それ以降はじゃあ雇用とか、例えば下の一番上の丸ポチだと現給を保障することっていうのも、3年以降はもしかしたら減給、減給というか、給料が下がったりっていうこともあり得るということなんですか。

○国頭委員長 徳田担当係長。

○徳田施設課施設維持担当係長 今、おっしゃられた可能性はゼロではないというふうに見込んでおります。

○国頭委員長 又野委員。

○又野委員 そこら辺もやっぱり地元の方々が雇用されると思いますんで、何かそこら辺、守られるような形をもうちょっと考えていただけないかと思うんですけども、そこら辺は何かできないもんなんですか。

○国頭委員長 山崎課長。

○山崎施設課長 ちょっと誤解なきをお伝えするんですが、個々の個別の処遇を完全に保障するとかという内容ではなくて、あくまで今回、1期目に限っては、やはり現場を今、公社の職員の皆さんで安全な管理をしていただいているんで、いかにスムーズに受託企業という民間企業に替わってもスムーズに移行できるかという点を重視して、このような条件、個々に極端に処遇が下がらないように、全体の全員の処遇を維持するための人件費としての財源というのは見させてもらいますということで、そっから先の個々の能力に応じた個々の処遇というのは、受託の民間企業の裁量で決まっていくということですんで、1期目のこの条件が外れたとしても、市側が委託費に全体として見る人件費というのは継続して変わらないものですんで、その配分の仕方の裁量が民間企業に委ねられるという点を御理解いただきたいと思います。以上です。

○国頭委員長 又野委員。

○又野委員 そしたら、人件費としてはトータルでは下がらないということよろしいんですか。

○国頭委員長 山崎課長。

○山崎施設課長 現状は維持する形で、下げる予定はございません。

○国頭委員長 ほかにございませんか。

遠藤委員。

○遠藤委員 何点か伺っていきたいと思うんですが、2ページの太線で書いてある(1)のところの「現在の限られた人員による業務の継続が困難である」という表現がされていますけども、これはどういう形で限られた人員になったのかということはどういうふうに認識されていますか。

○国頭委員長 山崎課長。

○山崎施設課長 現実の過去からの職員の定員というのが、現実的に昭和の50年代ですね、一番ピーク、施設課全体で結構な、三十数名おった人数が今は約半数まで下がってきてるといったような現状を述べているわけですが、これまでどおりの職員主体の管理のやり方では、今後、持続性がないということで、施設管理のやり方、手段を大きく更新するという結論に至ったという意味でここに記載させていただいております。以上です。

○国頭委員長 遠藤委員。

○遠藤委員 他市の例の報告が前にもこの資料として提出された中で、この現状の人員の削減の影響が起こってる中で、いわゆる委託をするんだけど、その委託に対していわゆる市の側が主体的に技術指導及び調査という観点で、十分になし得ないという問題を抱えてるといふふうに報告が出ています。つまり、業者の言いなりになった形で丸のみをしているという自治体の報告が載ってございましたけども、一つ考えられるのは、この修繕業務等で農集等において技術研修をすることもできる要素はまだ残っているとされていますけれども、本質的に人員が限られてる状況の中で、そしてそのいわゆる定年も含めて、いろいろ人のサイクルが起こるわけですが、この技術的継承というものが十分にやっていけるのかどうか、これを一番心配するんですが、それは大丈夫なんですか。

○国頭委員長 徳田担当係長。

○徳田施設課施設維持担当係長 おっしゃられるとおり、技術継承の話が課題になってくると思っております。解決方法としまして、先ほども申しましたとおり、農集等をまだ市で見るといふところに併せまして、企業に対して地元への勉強会っていうところにも市も参加できるようにしたりとか、そういうところを企業のほうにお願いしておるところです。そういったところで研修等も含めまして、職員のスキルアップを図って、適正なモニタリング業務に向かっていきたいと考えております。以上です。

○国頭委員長 遠藤委員。

○遠藤委員 マニュアルで必ずしも私はこういう技術的な問題が即時対応できるというものはなかなか難しいと思っておるんです。これは水道局にも言えることなんですけども、そういう点を十分にこれからどう体制をつくっていくのか、これはやはり人員の僕はある意味では増加ということも、体制の増加ということも視野に入れながら取り組んでいく要素があるんじゃないかなと、このことを指摘しておきたいと思うんです。

そこで、次伺いますのは、3ページの上の3の業務内容、これについて伺いますけど、そこで書いてある統括管理業務、括弧書きでいろいろあります。それから、保全管理業務、運転管理業務、これを全部この新しい事業者グループでやるということの内容だろうと思っておりますが、この中で、委託に出すものといったらどれですか。つまり、その2ページの図柄で見ますと、グループがあって、会社があるわけですけども、その会社から今度

は地元企業が市外企業に対する委託っていうのが出ていますけど、この業務内容の今、3つ言った中で、委託に出すものはどれが当てはまるんですか。それとも、この業務内容は全てが事業者グループというこの括弧書きの中で全てやるということなんですか、その仕分を教えてください。

○国頭委員長 徳田担当係長。

○徳田施設課施設維持担当係長 細かい点につきましては、企業の提案によるというところなので、はっきり申し上げることができないんですが、想定できる範囲としまして、まず、修繕業務はこの委託で事業者グループ以外のところに入る可能性があります。あとは、保守点検業務で、消防点検等ありますので、その辺りもそこに入るのかなというところですね。あとはユーティリティー管理業務を事業者で購入するような手配にならなければ、その辺りも地元委託に入るのかなというところですね。想定されるところは以上でございます。

○国頭委員長 遠藤委員。

○遠藤委員 そうすると、元に戻るような話ししてもどうしようもないけれども、あと残った部分というのは、今まで市のほうが直接業務を管理してきたと、こういう理解でよろしいですか。

○国頭委員長 山崎課長。

○山崎施設課長 おっしゃるとおり、市が全てやってきたということです。

○国頭委員長 遠藤委員。

○遠藤委員 何かそうして見ると、あえて事業者グループつくられても、市のほうで人員体制を整えば、将来的にもやっていけるというようなものが見えたような感じがするんですけど、それはやっぱり無理ですか。

○国頭委員長 山崎課長。

○山崎施設課長 それは無理と判断したので、今回、この包括委託に踏み切ったということです。

○国頭委員長 遠藤委員。

○遠藤委員 こだわって申し訳ないけども、どれがこの業務の3つの中で、今までやってきた中で、今言った委託の部分は3点出ましたけども、それを今までやってきた中で、将来にわたってどれができない部分に該当するんですか。それとも全てが駄目になるんですか。

○国頭委員長 徳田係長。

○徳田施設課施設維持担当係長 今の御質問の回答ですと、全てがというところになります。あわせて補足説明させていただきますと、直営体制の強化というところはもちろん検討してまいりました。4つの課題のうち、増加する運営リスクというところがございます。これについては、直営を強化するということは公社さんの体制を続けるということになります。この公社さんというのは、実費精算方式取っております、資産を持たない形での組織体制となっております。要はどういうことかということ、公社さんの瑕疵によって損害が発生した場合、普通の委託でしたら、そこが民間企業が払うべきものなのに、そこについては公社さんは資本を持たないので、全て市が責任を負うような形に今なっております。その分、委託費は安価で、これまで適正にやってこれたから、これまでのやり方を否定するものではないんですが、公社さんの組織上、そういう性質は持っているというところが

まずあって、これから4つの課題、いろいろリスクが増えていく中で、今後も直営を強化して、今の体制を継続していくということは現実的ではないのかなという見方をした結果、今回の包括委託の事業スキームに至ったというところでございます。

○国頭委員長 遠藤委員。

○遠藤委員 あえてこだわってお聞きしてるのは、この包括的民営委託によって、直営でやってるよりも人件費が2億円増える、こういうことが示されておるんで、そういうことを考えれば、本来ならば民間委託は直営でやるよりも経費が安く、コストが削減できると、これが今までの定形だったと思うんです。だけど、今回の場合はこの下水道の包括民営委託は逆に民営委託することによって経費が増嵩すると、こういうことが起こっているんで、そうであるならば工夫ができないのかなということを思って、今、意見を求めたわけです。

それから、もう一つ伺います。この発注業務、入札業務っていうのは、この事業者グループでやるんですか、これは直営でやるんですか。

○国頭委員長 山崎課長。

○山崎施設課長 発注グループとおっしゃった意味がよく分からないんですが。

(「業務、業務。」と声あり)

業務ですか、市側のほうで公募型の提案方式の調達を考えております。

○国頭委員長 見山課長補佐。

○見山施設課施設維持担当課長補佐 今、遠藤委員が言われたものは、この業務内容の中の保守点検であったり、そういったもののおっしゃってると思うんですけども、それでよろしかったでしょうか。

○遠藤委員 はい。

○見山施設課施設維持担当課長補佐 それは、事業者のグループのほうで発注をかけることになってます。以上です。

○国頭委員長 遠藤委員。

○遠藤委員 それから、もう一つ伺いますけれども、この不用額、いわゆる予算調整をした上で委託されると思うんだけど、委託したときの不用額が発生した場合はどういう処理になるんですか。

○国頭委員長 山崎課長。

○山崎施設課長 普通、官側で予算の未執行額を不用額と申すんですが、今回のこの事業スキームですと、3ページ目の(3)の四角の中の一番上段の丸でインセンティブと表記したところにも記載しておるんですが、市側が当初想定した委託費の範囲内で、受託者の企業努力によって経費を削減した分の額については受託者の利益とするということで、企業側も効率的な管理運営をするインセンティブが働くといった制度を導入する予定にしております。以上です。

○国頭委員長 遠藤委員。

○遠藤委員 それは何か合理的であるようには見えますけども、例えば不執行という予算が発生した場合はどうなるんですか。委託費を与えたけども、前年度内にその予算が執行できなかったというような事態が起きたときにはどうなるんですか。

○国頭委員長 山崎課長。

○山崎施設課長 ちょっと具体的に不執行が生まれる委託の内容というのが、一例ちょっ

と申しますけれども、例えば今回1期目に当たっては、公社の職員さんを保障的な意味合いも含めてスムーズな転籍をしていただく上で、皆さんを雇用していただくための一定の人件費というのを委託費の中に含めております。例えば、そこをうちが課した条件を違反して、適正にその人件費が人件費として使われていないといったような事態は起きないんですが、基本的に不執行額というのは発生するとはちょっと想定はしてないんですが。以上です。

**○国頭委員長** 下関下水道部長。

**○下関下水道部長** 不執行ということになれば、うちのほうが積み上げている業務が履行されないということになりますので、そこについてはモニタリングですとか、履行確認ということでしっかり対応していくということ、場合によっては契約内容に違反するというような状況になろうかと思えます。ですんで、そこら辺はしっかりと管理をして、業者さんのほうにもしっかりとうちが求めている水準の業務を履行していただくということに努めていきたいというふうに思っております。

**○国頭委員長** 遠藤委員。

**○遠藤委員** 最後にいたしますけれども、この2ページに戻って事業者グループのところにもう一度この見解を聞いておきたいと思うんです。市役所の技術畑の職員の職員公募もなかなか人が集まらないということで、いろいろ不足が生じているところも出ていますけれども、この民間企業の場合だったらこの地元企業、大手は別にしても、地元企業の皆さん方のところには技術者等も含めて人が十分に確保できる、そういう市場的な要素というのはあるんですか、ちょっと伺っておきます。

**○国頭委員長** 徳田係長。

**○徳田施設課施設維持担当係長** おっしゃられるとおり、その辺りがとても課題だと感じております。今、事業者に対して何個かお願いしていることがありまして、そのうちの一つがその辺りを企業の提案で出してもらいたいという話をしてるんですが、どうやったら地元の人たちが雇用、来てくれるか、技術のスキルアップ等も含めた提案を民間の技術、ノウハウを持って提案してほしい、それに対してよい提案であれば、そこについては採点で加点しますみたいなお願いをさせていただいてるところで、こういったところも企業の技術に期待しつつ、市としても考えて取り組んでいきたいと思っているところでございます。以上です。

**○国頭委員長** 中田委員。

**○中田委員** 私のイメージとしては、要は今まで長年使ってきた施設はどんどん老朽化が進んできて、いろんなトラブルとかいろんな支障が発生してもそれはずっと対応してこれた。これたけど、今後の、ここにも書いてあるようにストックマネジメント計画に基づいて改修が進んでいった際に、できるだけ最新鋭のものだったりとか、新しい技術が取り入れられたものに移行していくので、今までの老朽化した施設には何とかかんとかやってきたけども、今後の新しいものに対する技術水準に追いつく体制が整わないので、こういうやり方で民間技術を活用しながら移行して行って、体制をつくり上げていくというイメージなんですね。それで、つぼどころとしては、今回、基本形だということで事業者グループを形成して、その民間の専門事業者のところから、予定では1期の期間中に、言ってみれば技術力を移転していくというか、ノウハウを習得して行って、それで将来的には地元

企業体が、その体制を維持するだけの技術力の習得が済んだらそっちに移行していくというイメージですね。そこで、この第1期で想定されている令和5年から令和7年のこの1期3年間で、雇用条件も含めて先ほど来、話があったんですけど、例えばその公社の人たちを雇用するとかって、そういう問題とはまた別に、今言った技術をきちっと習得するというか、技術移転を地元企業体に移していくっていうことは、今後の要はこの事業体をつくる際の地元企業体のほうがむしろそのことを、動向を継続的に、要するに4年、3年間のこの第1期以降のところでは担っていくべき技術移転先ですよ、そのところのつくりつけというか、当然、この1期の中に専門企業体、この民間専門企業がその分、だから言い方悪いですけど、教える手間がかかるので、その分増員された形、さっき10名ぐらい、何か言っていましたけど、教えながらやらなきゃいけないので、そこが一旦膨らみながら教えながらやるっていうことだと思うんですけど、だからちょっと非合理的なというか、ちょっと効率性は落ちるかもしれないけど。ところがその次の段階に向けた、どういう体制で、どういうことを継承させていって、今度は地元側もどういう形でそれを技術継承を受けながらやるかみたいな細かい要求水準みたいなものになっていくって理解しといていいんですかね。

**○国頭委員長** 徳田係長。

**○徳田施設課施設維持担当係長** その辺りに関しては、正直、その辺りも含めて企業の技術提案によるところなので、最終的に何グループか、その辺りについて、きちんと中長期的なスパンで技術提案をしてくださいというお願いをしてるので、その内容を見させてもらって、よいところをお願いすることになりますので、市のほうから具体的にこれこれこうをこのようにというように指定はしないんですが、その辺りは企業の技術提案で選考させていただくというように考えをしております。

**○国頭委員長** 中田委員。

**○中田委員** もう最後にしますが、この手のものって、ほかの企業だったりほかの会社とかでもよく新しいプラントを入れた際とか、最新鋭のプラントとか入れたり、公共でもありますよね、そうすると、その一定期間技術習得をする時間がやっぱり必要だしってというのはよくある話で、この構図からいくと、やっぱり、前も私も似たようなこと言ったかもしれませんが、地元の企業の参加が継続的に参加することが前提じゃないと、継承先がなかったりとか、3年以降の、さっき言いましたように、その体制が取れないってことになってくるので、そうしないと、場合によっては1期って書いてあるけど、2期、3期が存在するっていうようなことになりかねない。もう一つ言わせてもらおうと、ストックマネジメント計画による改修工事の、言ってみれば投資的事業のスケジュールがそこにかみ合った状態の中で考えられていかないと、マッチングしないですよ。そこら辺のことはまた順次、これ以降に変化が生じたり、いろんな組立てができた段階で、議会のほうにも報告なり説明なりしていただきたいということを申し上げておきたいと思います。

**○国頭委員長** ほかにございませんか。

〔「なし」と声あり〕

**○国頭委員長** ないようですので、本件については終了いたします。

次に、令和3年度米子市下水道事業の予算繰越しについて、当局からの報告をお願いいたします。

遠藤課長。

**○遠藤下水道企画課長** それでは、資料のほうは左上に報告2説明資料と書いたものを御用意ください。

令和3年度予算のうち、昨年12月の本委員会及び2月補正予算の際に説明いたしました予算繰越しについては、既に報告をさせていただいてるところですが、繰越事業の追加がございましたので、御報告いたします。

資料の表紙を一つはぐってください。今回、追加します工事は7件ございます。これは工事実施に伴いまして想定外の障害物の対応に日数を要したことや、支障物件工事の遅れ等により、追加で3億843万9,000円を翌年度に繰り越す見込みとなったものでございます。その結果、令和3年度予算の建設改良費の総額46億2,779万7,000円のうち、これまでに報告した額と合わせまして12億8,366万9,000円を翌年度に繰り越す見込みとなったものでございます。

なお、令和3年度の予算繰越しの確定額につきましては、例年どおり来年度の議会におきまして、繰越計算書により御報告いたします。以上です。

**○国頭委員長** 説明が終わりました。

委員の皆さんの質疑、御意見をお願いいたします。

〔「なし」と声あり〕

**○国頭委員長** ありませんか。

ないようですので、本件については終了いたします。

次に、米子市下水道事業経営戦略及び米子市農業集落排水事業経営戦略の改定について、当局からの報告をお願いいたします。

遠藤課長。

**○遠藤下水道企画課長** それでは、資料のほうは左上に報告3説明資料と記載したものを御用意ください。米子市下水道事業経営戦略及び米子市農業集落排水事業経営戦略の改定についてでございます。これは令和3年10月に実施をいたしました下水道使用料の改定に伴い行ったものでございます。

まず、経営戦略の概要についてでございます。これは下水道事業の経営環境が厳しさを増す中、将来にわたり安定的に事業を継続していくための中長期的な経営の基本計画でございます。本市におきましては、平成29年2月に経営戦略を策定いたしまして、その後、平成30年4月に公営企業化にしたことに伴い、同年10月に時点修正を行ったものでございます。

計画期間でございますが、令和3年度から令和12年度までの10年間でございます。

次に、経営戦略に反映をいたしました主な取組についてでございます。1つ目でございますが、建設改良費の最適化ということで、令和8年度末におきます汚水処理人口普及率95%達成に向け、現在、公共下水道の新規整備を行っておりますが、これを継続して行いまして、そして令和9年度以降につきましては、更新需要を迎えます内浜処理場など、老朽化した既存施設への改築更新への投資を主に行ってまいります。

(2) といまして、先ほど報告をいたしました処理施設の包括的民間委託によりまして、安心・安全な下水道サービスの提供に努めることとしております。

(3) 番目でございます。水道料金との使用料賦課徴収業務、これを一元化し、また民

間へ委託することで、使用者の利便性向上と人件費等の経費削減を図ってまいります。

一つはぐっていただきまして、(4) 使用料水準の見直しにつきましては、適正な使用料水準について、適宜適切に審議してまいりたいと、このように思っております。

次、4番の表でございますが、これは投資財政計画に反映したもののの中で、主なものについてのその考え方や概要等をまとめたものでございます。

次、3ページでございます。5番の収支の見込みです。まず、収益的収支につきましては、令和5年度から単年度収支の赤字が発生する見込みでございますが、繰越利益剰余金を充てて対応することとしております。また、資本的収支につきましては、令和8年度から資本的収支の補填財源不足が発生する見込みとしておりますが、一般会計からの長期借入れにより対応することとしております。

6番目につきましては、経営改善の今後の取組として、既に取り組んだもの、既に説明をしたもの等、5項目載せております。

資料でございますが、資料1といたしまして、下水道建設改良事業計画というA3横長のものをつけております。その後下水道、農集、セグメントごとの経営戦略、国の定めた様式に沿って作成したものを添付しております。説明は以上です。

**○国頭委員長** 説明が終わりました。

委員の皆さんの質疑、御意見をお願いいたします。

中田委員。

**○中田委員** 先ほどの最初のところでもちょっとちらっと言いかけたんですけども、要は令和8年度までは国の補助金等も活用して、汚水処理施設の早期概成を目指すということが計画が立ってきているわけですけども、9年度以降についてはここにも書いてあるとおりということで、現在のような普及対策としての社総金というのは、9年度以降、私は極めて厳しい状況になるって思ってるんですね、この10年概成という考え方がある以上、これで取り組んできてるわけですし。そうすると、防衛省の補助ってというのは、たしか新設なんかは対象にならなかったと思うんですけど、こういったほかの補助だとか、臨時財政対策債みたいなことも含めての整備ですよ、このような制度の活用可否ってというのはどのようなふうに考えとけばいいのか、その辺の見解があったら聞いておきたいと思うんですけど。

**○国頭委員長** 山中整備課長。

**○山中整備課長** その辺につきましては、あらゆる制度について、いろいろ情報収集等してまいっております。先ほどありました防衛省の関係でもございますが、確認しましたところ、雨水については補助対象になるけど、汚水処理に対しましては、ちょっと補助が難しいというところも確認はしております。以上です。

**○国頭委員長** 遠藤課長。

**○遠藤下水道企画課長** 臨時財政対策債のお話があったと思いますが、これは補助金とは異なりまして、市の単独債でございますので、後年の償還が伴うものでございます。単独債全般に対しての下水道部の基本的な考え方というものを申しますと、国の制度があるものについては、よほど特別な事情があるものを除きまして、補助メニューを活用し、しっかりと予算も確保した上で新規整備や改築更新、これを行っていくというのが基本的な立場であろうと、そのように思っております。もちろんできるだけ早く下水道をと、そう

言われます市民の方々の思いというものもしっかりと我々職員も共有をいたしまして、大切にしたいというふうには思っております。

それと、臨時財政対策債の活用可否についてでございますが、臨財債は地方交付税交付金制度の枠組みの中で対象とされるものであると、そのような認識を持っております。地方交付税制度、改めて言うまでもありませんが、各自治体がそれぞれの規模に見合った標準的な行政サービスを行うのに必要な経費を基準財政需要額とし、国の定めた算出方法で求めたその基準財政需要額と市税等の基準財政収入額との相差の部分について充てられるのが地方交付税交付金と思いますが、現在、この原資というものが非常に乏しい状況でありまして、地方交付税でこの財源不足分を埋め切れないという部分がありますので、その部分について、国と地方で負担し合うという制度設計によるものが臨時財政対策債というふうに解釈をしております。したがって、下水道のような公共施設の整備など、いわゆる投資的経費につきましても、この臨財債の活用が認められないものと、そのように理解をしております。以上です。

**○国頭委員長** 中田委員。

**○中田委員** おっしゃるとおりだと思って、本当は、最初、下水道事業が始まったときから見て、随分時間もかかって、進捗度が10年概成を求められた今日において、どの程度、じゃあ、下水道が進んできたのかってということについては、正直、住民目線でいくと非常に不満があるところで、それが、その適切な住民サービスを供給できる体制にあるかどうかっていうとね、さっき、ちょっとわざと臨財債ということを持ち出したんですけど、極めて厳しいと思うんです。副市長来ておられるので、その辺の財源措置の考え方について、もし見解があれば聞いておきたいと思います。

**○国頭委員長** 伊澤副市長。

**○伊澤副市長** 将来的な下水道整備に係る財源確保の話であります。先ほど担当課長のほうもお答えしたとおりなんですけど、基本的には、やはり特殊な事情がない限りは国の財源措置をしっかりと獲得しながら整備をしていくということでもあります。冒頭、委員さんもおっしゃったとおり10年概成、その10年が令和8年度だったと思いますが、全国的な管渠の老朽化に伴って新設に回す国の財源が非常に乏しくなると、こういった背景でそういったことがうたわれてるというふうにお聞きしております。したがって、全く扉が閉まるというわけではないと思いますが、現在のような、いわゆる新設管路の整備に関する国の財源措置というのはあまり期待できない、大幅にそこが縮減していくという中で、そこで、それから先なおやるとすると、ほぼほぼ独自財源でやっていかなければならない。そうすると、分かりやすい話、臨財債も含め市の財源のどこの部分を削って、じゃあ、下水に回すのかという話になってくるわけであります。削り代があればいいんですけども、基本的に削り代はありませんので、そうすると、やはり下水のほうは新設の歩みを止めて、そして、現在やっている生活排水対策のもう一つの柱である合併処理浄化槽というものを中心とした普及対策、既にやってるわけではありますが、冒頭、先ほど渡辺委員のほうからももうそろそろはっきりすべきじゃないかという話、これはそういった方針をお示ししたときからそういう御意見があるわけではありますが、そう遠くないときにそういった基本的な考え方をはっきり明示する。もちろん、だからといって一切例外を認めないということではなくて、基本的な方向性としてはそういうことにならざるを得ないということを明

確化した上で、投資と、それから利用者負担、これの最適化を図っていく。

それから、もう一つそれが大きな影響があるのは、これからやってくる処理場のダウンサイジングの話があります。もともと処理場っていうのは、管路の整備が進むことを前提にサイズが決まっているというふうに聞いてますので、管路の整備が進まないんであれば、ダウンサイジングしていくということになってまいります。ここら辺の見極める上でもそういったことが必要になってくる。その時期がもう来てるんじゃないかなというふうに考えております。以上です。

**○国頭委員長** 中田委員。

**○中田委員** 今御答弁いただきましたけど、私も令和9年度以降の社総金とか、そういったことの出方っていうのは大体厳しい状況って、配分が厳しくなることってもう想定ができていると思うんですね。他の補助メニューっていったって、先ほどまさにその自主財源でっていう話もありましたけど、そういった極めて厳しい状況で、今回、今説明を受けたやつにも9年度以降については処理場のほうのいろんなこともお金がかかってくるようになってくると、今まさに副市長も言われましたけど、渡辺委員も言ってた、もうそろそろはっきりさせていく段取りに入っていかなきゃいけないんじゃないかと私も思います。ですから、今後の生活排水対策をどうするのかっていうことについては、やっぱりちょっと早急に検討を進めていただいて、どうなっていくのか、どういうことにシフトしていくのかっていうものは、やっぱり早急につくっていくということにしなきゃいけない時期にもう来てるんじゃないかと思うんですよ。8年になってからだとか9年になってからだとかっていう問題ではないので、検討だって少し時間も要するでしょうし、それから、中長期の部分でいけば、今の下水処理場の、さっきダウンサイジングって話もありましたけど、すごく経費がかかる処理場と普通の処理場と、それからどういうふうにシフトしていくのかみたいなところも含めて、かなり経営の下水道事業の構図が変わっていく話にもなってくると思うので、そこら辺の検討はもう早急に進めていただいて、それで、やっぱりできるだけ早くははっきりさせていくということをぜひ取り組んでいただきたいと思うんですけど、いかがですか。

**○国頭委員長** 遠藤課長。

**○遠藤下水道企画課長** 中田委員のおっしゃるとおりであると、そういうふうに思っております。現在、米子市全体の生活排水対策につきましては、今の状況であったり今後の見通し等を踏まえた今の方針を見直すことも視野に入れた検討をもう始めたところでございます。今後の国の動向を注視しつつも、スピード感を持ってやってまいりたいと思っております。

**○国頭委員長** 中田委員。

**○中田委員** ぜひお願いします。もしかしたら来るかもしれないみたいな皮算用ではなくて、そこはもうやっぱり堅実な経営の目でやっていかないと下水道事業っていうのはなかなか難しいと思いますので、ぜひその取組を進めていただくように要望しておきます。よろしくお願いします。

**○国頭委員長** ほかにありませんか。

又野委員。

**○又野委員** ちょっと確認ですけれども、資料の4ページのところの真ん中の辺りに、こ

れ案内があったのであれなんですけれども、令和3年度に下水道事業団と包括的な連携協定を締結しましたとあって、先ほどの包括的民間委託はこれから予定してるんですけれども、そこら辺との関連性というか、どのように連携とか取っていくのか、そこら辺ちょっと教えていただければと思います。

**○国頭委員長** 山崎施設課長。

**○山崎施設課長** 昨年、日本下水道事業団、JSさんのほうと包括協定というのを結ばせていただきました。こちらについては、下水道事業、全国自治体が関わってる旧建設省の外郭団体なんですけども、発端は。そういったことで、全国の下水道事業全般の知見というのを非常にお持ちの団体ですので、今回の包括委託のこの事業スキームについても時期的な相談ということには乗っていただいてまして、包括委託に限らず、今後進めていく施設の再構築であったり、あるいはその他の管路の更新であったり、そういった技術的なアドバイスというのを下水道事業全体をちょっと俯瞰していただいているところです。以上です。

**○国頭委員長** 又野委員。

**○又野委員** そうすると、包括的民間委託以外もですけども、民間委託についてもどういうふうにしたらいのかとかかっていうところも、じゃあ、相談しながらってところなんですかね。

**○国頭委員長** 山崎課長。

**○山崎施設課長** おっしゃるとおりです。

**○国頭委員長** 又野委員。

**○又野委員** あと一つなんですけれども、5ページの下のところの広域化・共同化・最適化に関する事項というところなんですけれども、この広域化・共同化っていうのは、まだこれからかもしれないんですけど、どのようなイメージというか考えを今持っておられるのか、もしあれば教えてください。

**○国頭委員長** 山崎課長。

**○山崎施設課長** 今、具体的にもう既に進んでいる内容で一つの例を申しますと、施設の再構築に当たって、安倍にあります内浜処理場というのを今後造り替えていくといった再構築の検討を今進めております。その処理場に隣接するところに、県の西部広域管内のし尿及び浄化槽汚泥を処理する米子浄化場という施設がございます。そちらの広域行政所管の施設についても、もう供用後30年以上がたって老朽化している現状がありますので、これから大きく造り替えていく内浜処理場の構築と併せて、下水道汚泥の処理と、し尿・浄化槽汚泥の併せ処理という方向で、今広域行政とともにそういった広域化・共同化の視点で施設再構築について検討を進めておるところです。以上です。

**○国頭委員長** よろしいですか。

ほかにございませんか。

〔「なし」と声あり〕

**○国頭委員長** ないようですので、以上で下水道部からの報告は終わります。

都市経済委員会を暫時休憩いたします。

**午前 11時54分 休憩**

**午後 1時00分 再開**

○**国頭委員長** それでは、都市経済委員会を再開いたします。

都市整備部所管について審査をいたします。

初めに、議案第16号、米子市道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

伊達都市整備部次長。

○**伊達都市整備部次長兼道路整備課長** それでは、米子市道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について説明させていただきます。委員会資料を御覧ください。

この改正は、政令でございます道路構造令の改正に伴うものでございまして、歩行者利便増進道路、通常ほこみちと言われるものでございますが、これの技術基準を追加するものでございます。このほこみちは、現在本市が取り組んでおります歩いて楽しいまちづくりを実現するため、ウォークブル推進事業を推進する上で重要な手法の一つとなるものでございます。

改正の内容ですが、3点ございます。1つ目は、歩道を広げるなどして歩行者の利便増進を図る空間、滞留空間と申しますが、これを設置できるようにするものでございます。2つ目は、その滞留空間に歩行者利便増進施設、例えば街灯とかベンチとかなどでございますが、これを設置できることといたします。3つ目は、整備する道路はバリアフリー基準に適合するものといたします。

このほこみちとして整備することにより、滞留空間を官民間問わず利用しやすくなり、歩行者を中心としたにぎわいを創出しようとするものでございます。説明は以上となります。

○**国頭委員長** 当局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆さんの質疑をお願いいたします。

又野委員。

○**又野委員** イメージ図が資料のほうについてまして大分イメージがしやすくなっただけですけども、どこの辺りの場所かというところでもっとイメージを湧かせたいなと思って、予算で上がってるまちなかウォークブル推進事業、角盤町周辺地区っていうのが予算で上がってるんですけど、もしかしたらそのところででもこういうのをされる予定なのかどうか、ちょっと聞かせてください。

○**国頭委員長** 古田道路整備課道路改良担当課長補佐。

○**古田道路整備課道路改良担当課長補佐** 今現在予定しております路線につきましては、米子駅の南側にあります米子駅目久美町線を予定しております。

○**国頭委員長** 又野委員。

○**又野委員** 米子駅の南側の米子駅目久美町線。あそこでこういうような造りができる、できるって言ったら変ですけども、もう道自体を、じゃあ、改良してこういうふうにするってことですか。

○**国頭委員長** 古田課長補佐。

○**古田道路整備課道路改良担当課長補佐** そうでございます。今現在道路がありまして、それを改良してそういった構造にする予定であります。

○**国頭委員長** よろしいですか。

ほかにございませんか。

〔「なし」と声あり〕

○**国頭委員長** ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。採決に向けて、委員の皆さんの御意見をお願いいたします。ありませんか。

〔「なし」と声あり〕

○**国頭委員長** ないようですので、討論を終結いたします。

それでは、採決いたします。

議案第16号、米子市道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と声あり〕

○**国頭委員長** 御異議なしと認めます。よって、本件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第17号、米子市手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

前田都市整備部次長。

○**前田都市整備部次長兼建築相談課長** それでは、議案第17号、米子市手数料条例の一部を改正する条例案につきまして御説明申し上げます。

このたびの改正は、住宅の品質確保の促進等に関する法律の一部改正によりまして、長期優良住宅建築等の計画の認定に係る審査の合理化が図れましたことから、手数料の見直しを行おうとするものでございます。少し審査の合理化の内容について御説明いたします。

改正前は、所管行政庁であります米子市への認定申請の際に、審査事務を効率的に行う観点から申請者が民間の登録住宅性能評価機関に対しまして事前審査を依頼し、その結果をもって米子市に申請しておりました。その場合におきましても、米子市が改めて確認を行うなど審査の重複が生じておる状況でございました。改正後は、この評価機関が技術的審査のうち長期使用構造等への適合確認を行いまして、米子市ではその他の基準のみを審査することとし、これまでの審査を省略できることとなりました。これによって、さらなる審査の合理化、迅速化が図れるものとなっております。

これによります事務量の見直しに伴う手数料につきましては、資料の2枚目に一覧表をつけております。黒枠の囲んだところが改正部分でございます。説明は以上でございます。

○**国頭委員長** 当局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆さんの質疑をお願いいたします。ありませんか。

〔「なし」と声あり〕

○**国頭委員長** ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。採決に向けて、委員の皆さんの御意見をお願いいたします。ありませんね。

〔「なし」と声あり〕

○**国頭委員長** ないようですので、討論を終結いたします。

それでは、採決いたします。

議案第17号、米子市手数料条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と声あり〕

**○国頭委員長** 御異議なしと認めます。よって、本件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第19号、市道の路線の認定について、議案第20号、市道の路線の廃止について、議案第21号、市道の路線の変更については関連しておりますので、一括して議題といたします。

当局の説明を求めます。

遠崎建設企画課長。

**○遠崎建設企画課長** それでは、議案第19号、市道の路線の認定について及び議案第20号、市道の路線の廃止について、議案第21号、市道の路線の変更について一括して御説明申し上げます。

お配りしております委員会資料を御覧ください。1ページ目の市道の路線の認定等の一覧表を御覧ください。市道認定が14路線、路線廃止が3路線、路線変更が4路線ございます。2ページ目以降が全体地図で、ちょっと見にくいですが、凡例にもありますように、赤色の路線が認定路線、青色が廃止の路線、緑色が変更の路線となっております。3ページ目から40ページ目が各路線の位置図及び起終点の写真となっております。

それでは、議案第19号、市道の路線の認定についてですが、もう一度、1ページ目の一覧表を御覧ください。認定の欄の整理番号283番の佐陀新田17号線から1476、1477と3372の尾高南11号線までと、6100番の1路線を飛ばしまして、次の6101番の東福原七丁目6号線から6106番の新開東16号線までの13路線が路線の認定で、これは開発行為などにより道路の部分为本市のほうに帰属させていただいたもので、市道認定するものでございます。各路線の位置図及び起終点の写真につきましては、3ページから16ページと、19ページから28ページになります。

次に、整理番号6100番、下三柳8号線ですが、位置図と写真は17ページと18ページになります。この路線は、市営加茂住宅建設時に住宅内の道路として施工されましたが、現在は地域の生活道路として加茂住宅の方以外の方も多く利用されております。公共性が高いことから市道認定するもので、これは、加茂住宅自治会の意向のほうは確認しており、了解を得ております。

次に、議案第20号、市道の路線の廃止についてですが、1ページ目の表を御覧ください。これは、6096番の米子港臨港道路3号線から6098番の米子港臨港道路5号線の3路線が廃止の路線でございます。位置図と写真につきましては、29ページから32ページとなります。この3路線につきましては、鳥取県が実施しております米子港活性化ゾーン活用事業に関連する道路でございます。令和2年度におきましては、企業立地がスムーズに進むようにということで、令和3年3月に議会のほうにおきまして市道認定の承認を受けております。しかしながら、その後、鳥取県と優先交渉権者との協議の中で事業用地と一体として利用する計画に変更になったため、道路としての機能を存続する必要がなくなったことから、市道の廃止をするものでございます。

次に、議案第21号、市道の路線の変更についてですが、これは、変更の欄の整理番号

2154番の河崎下三柳線から2227番の下三柳5号線の3路線と、2602番の皆生新田二丁目7号線の4路線が変更の路線で、初めの3路線の位置図と写真につきましては、33ページから38ページとなりますが、これは、鳥取県が現在事業を進めております三柳中央線の整備に伴いまして、接続する市道の位置が変更となりますので、市道の起点及び終点の変更をするものでございます。

続きまして、2602番の皆生新田二丁目7号線についてですが、位置図と写真につきましては、39ページと40ページになります。この路線は、現在、鳥取県が水貫川と日野川の合流付近で施工中でございます水貫川揚水機場の整備に併せて、そこに隣接する坂路部の拡幅整備を行うため、市道の終点を変更して堤防天端の市道と接続させるものでございます。説明は以上でございます。

**○国頭委員長** 当局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆さんの質疑をお願いいたします。ございませんか。

〔「なし」と声あり〕

**○国頭委員長** ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。採決に向けて、委員の皆さんの御意見ををお願いいたします。ありませんか。

〔「なし」と声あり〕

**○国頭委員長** ないようですので、討論を終結いたします。

それでは、順次、採決いたします。

議案第19号、市道の路線の認定について、原案のとおり可決することに御異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と声あり〕

**○国頭委員長** 御異議なしと認めます。よって、本件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第20号、市道の路線の廃止について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と声あり〕

**○国頭委員長** 御異議なしと認めます。よって、本件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第21号、市道の路線の変更について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と声あり〕

**○国頭委員長** 御異議なしと認めます。よって、本件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

都市経済委員会を暫時休憩いたします。

**午後1時15分 休憩**

**午後2時00分 再開**

**○国頭委員長** 都市経済委員会を再開いたします。

都市整備部から2件の報告がございます。

初めに、米子・境港間の高規格道路地元懇談会の取組について、当局からの報告をお願い

いたします。

遠崎建設企画課長。

**○遠崎建設企画課長** 米子・境港間の高規格道路地元懇談会の取組について報告いたします。

米子境港間の高規格道路の計画の具体化に向け、地元が真に必要なとする高規格道路をあらゆる角度から幅広い検討を行うため、令和3年10月に行政に加え学識経験者、商工・観光団体で構成する地元懇談会を設立いたしました。このたび地元意見の取りまとめを行うに当たり、第2回米子・境港間地元懇談会を開催し、併せて地元懇談会で取りまとめました地元意見を踏まえ、米子自動車道の要望活動を実施いたしました。

第2回米子・境港間の高規格道路地元懇談会の報告の前に、令和3年10月13日に開催いたしました第1回地元懇談会についてでございますが、この懇談会の議事概要、当日資料につきましては、既に議員の皆様へ10月28日に御提供させていただいておりますが、米子境港間の道路の交通の現状や課題に係る意見交換を行ったほか、アンケート実施やそれを踏まえた道路の検討など、今後の地元懇談会の取組について確認を行いました。

次に、資料にあります2月7日に開催いたしました第2回目の米子・境港間の高規格道路地元懇談会について御報告いたします。この懇談会では、地域・道路・交通の現状や課題、そして、必要な道路機能等につきまして意見聴取を行う目的で令和3年11月1日から14日にアンケートを実施し、その結果を踏まえまして、地域・道路・交通について意見交換会を行いました。地元意見の取りまとめをその後行いました。

まず、アンケートについてでございますが、これも10月28日の皆様への資料提供の添付資料となりまして、今日の資料の1ページに記載しておりますが、アンケート対象者につきましては、米子市、境港市及び日吉津村の全世帯に配布いたしまして、米子境港間の道路利用者を対象にし、聴取内容につきましては、米子から境港間の交通の課題や道路に求められる機能について伺いまして、自由回答欄も設けました。資料2ページに、このたび実施しましたアンケート用紙を添付しております。

回答結果につきましては、資料の3ページになりますが、全体で1,503件の回答があり、アンケートの質問1の、課題に関する質問の結果につきましては①から⑥の円グラフで示しており、全回答者の6割から8割の方が、産業、観光、医療、事故、防災の分野で課題を感じておられる結果となりました。また、質問2の、機能や役割に関する質問の結果については、資料4ページに記載しておりますが、①から⑥の円グラフで示しております。全回答者の8割から9割の方が、産業、観光、医療、事故、防災の分野の課題解消のため道路整備を期待する回答結果となりました。また、質問3では、全回答1,503のうち701件、全体の約47%になりますが、自由意見のほう書かれておりました。また、アンケート結果からは、あまりそう思わないと、全くそう思わないといった意見もありましたし、自由意見として否定的な意見もありました。

また、資料の5ページになりますが、アンケートの実施のほか、警察署や消防署、バス会社、トラック協会、関係13企業、団体へのヒアリングを実施しました。各事業における道路、交通の現状や道路の必要性等について聞き取りを行いまして、記載しております。そのほか、11月13日から14日、2日間ですけれども、イオンモール日吉津のほうでオープンハウスを開催しました。パネル展示やチラシ配布、来場者への説明、アンケート

のお願いなど、2日間で約300人の来場と54名のアンケートの回答がありました。

以上のアンケートや企業、団体のヒアリングの結果を踏まえまして地元懇談会で意見交換を行い、地元意見としての取りまとめを行いました。意見交換では、主に委員のほうからは、アンケートの結果から、高規格道路の整備に伴う物流・産業及び観光、防災面の効果が期待でき、地域にとって高規格道路の整備が必要である、ぜひ実現してほしいといった意見もあれば、道路整備によりさらなる企業進出や周遊観光の拠点として皆生温泉の活性化が期待され、災害時には緊急避難路や緊急輸送路、交通遮断時の代替道路としての機能が期待できると、また道路の必要性について、数字を持って地域に説明していくことが非常に重要であるといった意見もありました。

次に、資料の6ページですが、住民アンケートの結果から、物流・産業、観光、災害、暮らしの4つの分野において、道路を要因とする地域の課題があることを確認しました。また、地域の将来像として、米子境港都市計画区域マスタープランにおける本市の計画目標でございます、地域内外にわたる広域交流都市を地域の将来像としたほか、先ほど物流・産業、観光、災害、暮らしの4分野における地域の課題の解消について、アンケートの結果から、回答者の約8割がその課題解消の役割、機能を道路に対して求めていることが分かりました。物流・産業や観光に寄与し、災害時でも通行できる安全・安心な道路を求めることも地域の将来像といたしました。

以上、当該圏域が発展し地域住民が思い描く当該地域の将来像実現のためには高規格道路が必要不可欠であると、一日も早い整備が必要であるとのまとめを行い、地元意見とすることにいたしました。

次に、要望活動についてですが、令和4年2月10日に第2回地元懇談会で地元意見として取りまとめた結果を踏まえまして、米子境港間の事業化に向けた要望を米子道の4車線化の要望と併せていたしました。今後の地元懇談会の取組についてでございますが、このたび地域住民から御意見等をいただき、それを踏まえ地元懇談会で議論し、地元意見として取りまとめ国への要望を行ったところから、地元懇談会を一旦は締めくくりますが、今回のアンケートでは、少数ながら道路整備に対し否定的な意見や慎重な意見もいただいておりますし、ルート上の位置、構造、事業費等が示されていない条件の結果でございます。今後、国のほうでどのような動きがあるか分かりませんが、国のほうでルート案のほか数値的条件が示されたこととなれば、今は賛成の方も反対に回ることも想定されます。本市としては、今回の結果だけで住民の多くが賛成されているという判断は尚早と考えております。今後も幅広く地域住民の意見を聞く機会が設けられるよう、県を通じ国に働きかけていきたいと考えております。説明は以上です。

**○国頭委員長** 説明が終わりました。

委員の皆さんの質疑、御意見をお願いいたします。

又野委員。

**○又野委員** 確かに、今ある様々な課題を解決しようということが必要だっという御意見が多いということでしたけれども、ほかのっていうか、様々な公共施設とかいろいろな計画を米子市としてもつくられるときには、人口、今後は人口減少していくということで、施設を廃止したりだとか統合したりだとかっていうことが多いと思います。この米子境港間の高規格道路の話をするときに、人口減少を前提とした話がしてあるような感じはしな

いんですけれども、そこら辺はどのような話になってるんでしょうか。

○**国頭委員長** 折戸建設企画課企画調整室長。

○**折戸建設企画課企画調整室長** この高規格道路の建設についてなんですけれども、人口の流出だとか、地域の今後、衰退を食い止めるために都市間高規格道路を、道路ネットワークを整備して、人流、物流を円滑にして地域の経済の発展だとか地域振興発展のためにこういったインフラが重要だということで整備されるんですけれども、今後の実施において交通量調査とかその辺は実施されるものと考えております、交通量推計だとか、考えております。

○**国頭委員長** 又野委員。

○**又野委員** 例えばアンケートとかこの提案をこういうされる場合に、様々なほかの計画では人口減少社会に向けてっていうことがうたわれてると思うんですよ。でも、この米子境港間高規格道路では、人口減少社会に向けても必要なかどうなのかっていう話は何かされてないように私の中では思ってるんですけれども、そこはどういうふうにお考えなのかっていうところなんですけど。

○**国頭委員長** 隠樹部長。

○**隠樹都市整備部長** 今、又野委員がおっしゃられたのは、先日の代表質問の中でも市長のほうがお答えしたと思うんですけれども、人口減少社会におきまして、人口の流出ですとか地域の衰退を食い止めるためには、やはり円滑な物流の確保ですとか交流人口の拡大、こういうものによりまして、産業ですとか観光の振興を図って地域の生産性の向上や経済の活性化等を促進することが極めて重要であると申し上げたという具合に思っております。ですので、そのためには、例えば今言われます米子境港間の高規格道路をはじめとしました公共インフラというものは必要であって、今後広域的な都市間の移動を円滑にするこの高速交通ネットワーク等は必要であるということで、本地域にはこのネットワークの整備が非常に遅れておって、地域格差の解消のためには早期のこのネットワーク、そういったものの整備が必要であるという観点で、やはりこの事業っていうのは必要であるという具合に米子市としても認識しておるところでございます。

○**国頭委員長** 又野委員。

○**又野委員** 高速ネットワークができれば、人口減少に歯止めがかかるということですか。

○**国頭委員長** 隠樹部長。

○**隠樹都市整備部長** 歯止めがかかるということではなくて、先ほど言いましたけれども、人口減少社会っていうのは誰もが感じておられることだと思うんですけれども、そういったこれ以上の人口の流出ですとか地域の衰退を防ぐためには、一つの方法としてそういった高速交通ネットワークというものが必要になってくるということを申し上げてるところでございます、これをもって人口の減少がストップするということを申し上げてるところではございません。

○**国頭委員長** 又野委員。

○**又野委員** これだけをもってっていうわけじゃないんですけれども、私の申し上げたのも当然。これも人口減少のストップに寄与するとか、本当に高速ネットワーク整備することで人口減少に対応できるっていう、何かそこら辺の資料とか、何か根拠っていう、何かそういう専門家の話とかっていうのはあるんでしょうか。

**○国頭委員長** 伊澤副市長。

**○伊澤副市長** どうも少し我々の考えと論点が違うなと思ってお聞きしておりました。我々の考え、ぜひこれは御理解いただきたいんですけど、この米子境港の高規格道路というのは国の骨幹路、国の高速道路ネットワークの姿として必要なものだということであり、整備が進んでいる重要港湾、日本海側で数少ない重要港湾であります。境港、この機能を国として最大限に発揮させるためにも、そこを高速道路ネットワークの中にきちんとつないでいくということが、これは絶対に必要だというふうに思います。様々な国の判断の中で今日まで整備されてこなかった。ただ、整備の必要性というのは、国というレベルにおいて絶対に必要なものであるというふうに我々は思っております。そして、それは、ひいては米子市も含む中海・宍道湖圏域全体の圏域の将来に向けた経済発展、これにも不可欠なものだとこのように考えて、地元として国のほうに整備をお願いしているということでもあります。

又野委員がおっしゃってるのは、いわゆる米子市がやっているような公共施設等総合管理計画とか地域の住民の利便性、地域の住民が使う公共施設、公共財、ここに地域の持続可能性という意味でやはり人口減少というものに向かい合う中で、ダウンサイジングを含めて適正化をしていく必要があるんじゃないかという話と、国全体の均衡ある国土発展、これは、国も大きな人口減少というトレンドの中に向かい合ってるわけでありましたが、実は人口はかなり都市部に偏在してる、首都圏も含めて、これをいかに均衡ある国土に戻していくのかということ、これは人口減少社会の中だからこそ必要な視点だというふうに我々思ってるわけでありまして。

そういうふう考えたときに、やはりこれも市長も申し上げてるとおり、順番の問題はあったのかもしれませんが、この米子、山陰地域というのは、やはり国の投資においては後順位に回されてきたということでもあります。やっとな順番が来たと思ったらもう整備はしませんということではなくて、きちんと国の姿として必要な産業インフラの一つでもある、あるいは物流インフラの一つでもある高速道路ネットワークの完成をぜひお願いしたいということを国に言ってる話でありますので、そういうレベルの話だということ、ぜひ御理解いただきたいと思っております。以上です。

**○国頭委員長** 又野委員。

**○又野委員** ただ、今凍結というかストップしている理由として、将来の交通量予測を厳正に考えてとかっていうような理由があったと思っております。それを考えると、交通量が増えていく状況じゃないと思われる中、なぜそのような話になるのかなというものが非常に疑問でして、やっぱり交通量、これから人口減少になると交通量自体も減っていくことが十分考えられる中、やはりそういうことも前提として、アンケートとかこういう懇談会でも話を進めなければならないのではないかなと思ったわけですが、そこら辺も前提としてやっぱりいろんな人に意見を聞いていただきたいなと思っております。以上です。

**○国頭委員長** 矢倉委員。

**○矢倉委員** 今いろんな意見があったんだけど、この道路というのは、副市長も言われたけども、非常に重要な道路なんですよね。これは、境港を拠点にして環日本海の拠点として様々な物資を境港まで運んで、当時はJRや船でもってということがあったんだけど、これ高速道路で京阪神なり四国なり九州なりに運んでいくという拠点の、一つ大きな高規格道

路だった。もともとあったんだけど途中で廃止になってたものを、やはりトラック輸送等が増えたから、これやらないかんじゃないかっていう声で上がってきたわけで、これはまあ当然やっていかなきゃならん事業であると、それは私は思います。

ただ、事米子市に関しては、これが通る場所っていうことが非常に重要になってくると思うんです。当初のときにはまだけやき通りとかいろんなまちづくりが進んでなかった当時でしたのでよかったんだけど、今はもう様子が変わってしまってますのでね。ですから、通す道路をどこに通すかっていうことが非常に重要になってくると思うんですね。例えば都会なんかですと、高速道路を廃止して下を通らせて町を活性化しようという考え方もあるわけです。ただ、それは渋滞したら困るわけで、その点のどこを、できたら米子市は平面で広い道路を造って通して、高速まで持っていけば一番いいんだけど、その場所のことが一番心配してるんですよ。その点については議論は進んでるんですか。

○国頭委員長 遠崎課長。

○遠崎建設企画課長 ルート案につきまして、構造も含めまして、まだこれは計画段階評価に至っておりませんので、計画段階評価に至った段階で国のほうでルート案を何案か出されて、その中で決められるというふうに思っております。ですので、まだそういった具体的な話っていうのは出ておりません。

○国頭委員長 矢倉委員。

○矢倉委員 以前、私、境港の市長から当時言われて、怒ったんだけど、計画どおりするって言ったから、やったら駄目だっていって。それで、ほんならおまえ好きなようにやって、どっかええとこ頼むわってという話で、本会議で言って、当時、野坂市長が、大篠津のどこから飛行場のどこ、平面で通って行ってってという話があった。そうすると、中海架橋っていう話もある、重要な問題。それも含めて、私、米子市はそういうルートを選択すべきじゃないかと思ってるんですよ。それは、米子市にとっても境港にとってもいろんな意味でいいと思うだがんね。野坂市長も本会議でそう答弁をされてるんですよ。ぜひそういうことも米子市としては大いに進めてもらいたいと、これは私のほうから要望しておきます。

○国頭委員長 ほかにございませんか。

遠藤委員。

○遠藤委員 先ほど副市長は国の国策だと、それを米子は要望としてやってもらうように言ってるんだと、こういう説明がありました。現実の動きっていうのは国の事業主体にして事業を進めていく、こういう話合いが進んでいることは否定しません。ただ、私は、この物流のインフラという言葉が使われていますけども、米子インターから境港の港湾までの40分、今かかっているとされておる、それを何とか他のインターチェンジと港湾との距離感とを比較した場合に、長いから短くしようじゃないかと、中でこの高規格道路というのが浮上ってきておる、私はこういうふうに思っております。

一つは、私は、この米子市のまちづくりにとってこの高規格道路はどういうメリットを与え、またどういうリスクを与えるのかと、こういうことの議論が今までほとんどされていません。今、副市長が言われるように、どんどんいけいけという話ばかりです。私はこのルート案について、実は私的に専門家の皆さん方の意見を聞いて、検討してみました。一つは、431号線のけやき通りの上に2階建てでどうかという話をする人がいますけど

も、これをある専門家の皆さん方と議論いたしましたら、理論的にはできると、だけど物理的には無理だと、こういう結論を出されました。つまり、理論的にはできて物理的にできないというのは、今4車線ある431号線を、あそこに2階建てを造るということになると真ん中2車線を止めなきゃならないと。今でさえ渋滞が大変なのに、いつ完成するか分からないような形の工事を外側だけの1車線だけでやっておいて、本当に渋滞的な影響も含めて影響はないのかというような御意見がありました。そういうことを考えると、理論的にはできても物理的には無理だということです。誰が考えても分かったような話です。もう一つは、弓浜半島には中国電力の高圧線が流れています。JRの路線に合わせてほぼ流れておりますが、この中国電力の高圧線の下をくぐるような計画は危険ですから、まずできないと思います。

それを考えると、国がどういうふうな案をつくるか知りませんが、案は地元からに要請をすると思いますが、その中で考えられるのは、中国電力の高圧線と国道431号との間しかルートを見いだすところはないと私は判断しました。それを考えたときに、側道を含めて本道を含めると約30メートルになります。そういうこの道路の敷地が16キロにわたって用地買収に入ると、こういう大がかりな工事になります。それを計算したとき何が見えたかといいますと、小さい金額かもしれませんが、固定資産税が私の試算では7,000万円、年間で減収になります。10年間では7億です。つまり、税収の基盤が用地買収によって失われると、そういうリスクがこの高規格道路の中で見えてきました。だから、私は物流のトラックの運送時間が短縮になることは、造ればそのとおりだろうと思いますが、問題は米子市にとって、それと、今言ったような税収基盤に与える影響というものをどう検討していくのか、こういうことも全く考えないでそれいけどんどんでは、私はいかないと思います。

しかも、もっと大事なことは、福生、福米、米原、それから河崎、そういうところ、住宅の集中的なところを通らざるを得ません。しかし、この地域は既に都市計画法によって住居の環境を保護する、そういう指定用地のされた区域です。そこに今度は同じ都市計画道路の事業で潰しにかかる、こういうような事業の展開になっていくわけでありまして、そのところをどういうふうに考えていくのか、このことが私は極めて重要だろうというふうに思います。

それから、今、矢倉委員も言われましたけども、米子市の将来にわたってのまちづくりを考えた場合に、高規格道路も必要だということだけじゃなしに、その道だけじゃなしに、私は中海架橋という問題も本格的に検討すべきじゃないかと思います。つまり、当時の中海架橋が浮上したときの状況とは今は環境が随分変わってきました。何が変わったかという、米子インターから安来インターに向けて4車線構想が具体的に動いておるわけです。そういうことを考えると、中海架橋を使って境港からのつなぎをしてやれば、高規格道路で直線的に結ぶよりも少しは時間がかかるかもしれないけれども、渋滞の解消になるし、将来的には中海をまたがる境港、米子、安来市の3市の連携による経済の土台というものがより強固になっていく、こういう、私は展望を考えております。そういうことも含めて、私は、高規格道路しかないというような形だけで果たして行政が旗振っとなっていていいのかと、地元のまちづくりにはどういう影響が出てくるんだと、住民の皆さん方がそれによってどういう迷惑を受けるかということも考えて物事を進めていかなきゃならないというふうに

思っています。

それから、観光とかや人口交流で成果が上がるメリットという説明がありますけども、これは私、全く逆だと思っています。高速道路ができた場合には、それによって外に出る、利用する量が多くあっても、向こうから入ってくる量は少ない。このデメリットが私は多く作用してくるだろうと、つまり、境港市に大型船が入ってきても、確かにインターまで高速ができれば、それによって他市のほうに行けるスピードは速くなるでしょうが、しかし、米子市にそれが全部メリットとして入ってくるかという、極めて私は少ないと、こういうふうに素人ながら思っています。そういうことも含めて総合的な、私はこの高規格道路の取組に当たっては、米子市のまちづくりの観点から十分に議論を要し、市民の皆さんへの情報提供もきちんと、いいことだけじゃなくしてリスクも含めて情報提供して、意見をまとめるべきだと、このように一市民として申し上げておきます。

**○国頭委員長** 答弁はよろしいですか。

**○遠藤委員** 要りません。

**○国頭委員長** よろしいですか。

ほかにございませんでしょうか。

〔「なし」と声あり〕

**○国頭委員長** ほかにないようですので、本件については終了いたします。

次に、米子駅南北自由通路等整備事業の進捗状況について、当局からの報告をお願いいたします。

本干尾都市整備課米子駅周辺整備推進室長。

**○本干尾都市整備課米子駅周辺整備推進室長** それでは、米子駅南北自由通路等整備事業の進捗状況について御報告させていただきます。資料につきましては、事前にお配りしています4枚つづりの資料を御確認ください。

米子駅南北自由通路等整備事業につきましては、昨年3月に自由通路工事の安全祈願祭を実施しまして、工事に着手したところでございます。現在、おおむね1年が経過したところでございますので、工事の状況を中心に進捗状況の報告をさせていただきます。

資料1枚目に主な各施設ごとのスケジュール、それから、それぞれの施設の位置につきましては最後のページ、4枚目に平面図がございますので、そちらを併せて御確認ください。

1ページ目に戻りまして、平成30年に旧支社ビル、JR支社ビルの耐震補強に着手して以降、主なところでは令和2年9月に仮駅舎の移転、それから昨年3月に新支社ビルの竣工、それから先ほど申し上げましたとおり自由通路工事着手となりまして、今年1月には旧支社ビルの部分撤去が完了したところでございます。現在は自由通路、それから新駅舎の工事を行っておるところでございます。今後も引き続き駅南広場の整備も併せて工事の進捗を図りまして、令和5年8月の供用開始を目指しているところでございます。

資料2枚目に、これまでの現地の状況、移り変わりというんでしょうか、を写真をつけておりますので、併せて経過を確認していただけたらと思います。

それから、資料3ページのほうを御覧ください。こちらは自由通路工事の計画工程表になっております。自由通路の工事につきましては、昨年3月に工事着手以降、駅南側のほうから順次、くい工事を進めておるところでございます。現在は駅北側、もともと支

社ビルがあったところのくい工事を行っているところでございます。現在、こちらに示しております計画工程表のとおり工事を進めているところでございます。現状ではくい工事ということもありますし、現地のほう、囲い等がしてありまして、なかなかちょっと形が見えない状況になっているところでございますけれども、今後、このような現場の状況ですとか工事の進捗状況につきましては、広く市民の方々に知っていただけるようにJR、それから工事現場サイドとも調整を図りながらホームページ等でちょっと周知をして、情報発信に努めてまいりたいと考えているところでございます。説明は以上です。

**○国頭委員長** 説明が終わりました。

委員の皆さんの質疑、御意見をお願いいたします。

〔「なし」と声あり〕

**○国頭委員長** ありませんか。

ないようですので、以上で都市整備部からの報告を終わります。

都市経済委員会を暫時休憩いたします。

**午後 2 時 3 6 分 休憩**

**午後 2 時 5 3 分 再開**

**○国頭委員長** それでは、都市経済委員会を再開いたします。

経済部所管について審査をいたします。

初めに、議案第 1 4 号、米子市特別会計条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

宮本経済戦略課企業立地推進室長。

**○宮本経済戦略課企業立地推進室長** 議案第 1 4 号、米子市特別会計条例の一部を改正する条例の制定について説明いたします。

本市においては、新たな産業用地の確保を目的とする米子インター西産業用地整備事業を実施していくこととしておりますが、本事業の推進に当たりまして、経理の明確化や財政の健全性を確保するために特別会計を設けることといたしましたので、これに必要な条例の改正を行うものでございます。なお、条例の施行は、令和 4 年 4 月 1 日からとしております。説明は以上でございます。

**○国頭委員長** 当局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆さんの質疑をお願いいたします。

又野委員。

**○又野委員** すみません。予算の主な事業の概要のページ 7 6 の産業用地整備事業のところで、この米子インター西のことが載ってるので、ちょっとそこも併せての質問でもいいですかね。いいですか。

（発言する者あり）

どっちが。

（「予算…」と声あり）

金額のことというか、事業の中身のことなので、いいですか。

**○国頭委員長** 質問してください。

**○又野委員** そっちの事業の概要のほうに、市内企業の拡大移転や市外企業の米子進出に

寄与しというふうを書いてありまして、市内の企業さんも対象になると。市外企業が来られるっていうことになるので、以前からちょっと話はしてるんですけども、どうしても市外にお金が出ていくんじゃないかなっていう危惧がありまして、ちょうど今日は下水道の包括的民間委託のときも民間専門企業が来ると大手企業がお金が出るので、将来的には地元企業だけで民間委託をするというような話がありました。やっぱり市外企業が来ると、そういうような危惧がされるんですけども、市内企業に限るとかっていうふうにはこれってできないものなのか、ちょっとそこら辺聞かせてもらえればと思いますけれども。

○国頭委員長 若林経済部次長。

○若林経済部次長兼経済戦略課長 米子市として企業誘致というのは、雇用の維持、確保、UIJターンの受入れをするために必要だと考えている中で、ただ単に企業誘致するだけではなくて、市内企業も応援もしていきまして、市外企業も誘致することによって市内にないような業種であれば、当然雇用に直接的に寄与しますし、それらが集積することによって強くなると考えておりますので、市内企業も当然ではありますが、市外企業も併せて応援していきたいというつもりで整備に向かっております。

○国頭委員長 又野委員。

○又野委員 ちなみに、ちょっと申し訳ないんですが、これまでやってた米子インターの工業用地のところは、市内市外でいったらどういう割合で来てましたでしょうか、分かりますかね。

○国頭委員長 若林次長。

○若林経済部次長兼経済戦略課長 市内に本社があるわけではないですが、市内に既に営業所があるところが事業拡大という形で進出するという形になっております。

○国頭委員長 又野委員。

○又野委員 米子インターの工業用地のときは、そこら辺の割合、全部そういう企業さんが来たんでしたっけ、すみません、ちょっと確認です。

○国頭委員長 若林次長。

○若林経済部次長兼経済戦略課長 結果としてそういう形になりました。

○国頭委員長 又野委員。

○又野委員 これ自体本当に否定するわけではないんですけども、可能な限りやっぱり市内の企業の応援につながればいいなと思っておりますので、ちょっとそこら辺申し上げておきました。以上です。

○国頭委員長 ほかにございませんでしょうか。

〔「なし」と声あり〕

○国頭委員長 ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。採決に向けて委員の皆さんの御意見をお願いいたします。ありませんか。

〔「なし」と声あり〕

○国頭委員長 ないようですので、討論を終結いたします。

それでは、採決いたします。

議案第14号、米子市特別会計条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と声あり〕

○**国頭委員長** 御異議なしと認めます。よって、本件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第15号、米子市体育施設条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

深田スポーツ振興課長。

○**深田スポーツ振興課長** そういたしますと、議案の第15号、米子市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

このたびの改正内容についてでございますが、新たに米子市営東山陸上競技場の会議室と米子市営淀江球場の本部席に空調設備を設置いたしました。そのことに伴いまして、その使用料金を条例の必要な箇所に定めたものでございます。説明は以上でございます。

○**国頭委員長** 当局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆さんの質疑をお願いいたします。

又野委員。

○**又野委員** ちょっと確認ですけれども、これまでは冷暖房が必要なときはどうしておられたのでしょうか。

○**国頭委員長** 深田課長。

○**深田スポーツ振興課長** これまでは冷暖房設備はございませんでした。それで、例えば東山陸上競技場なんですけども、トライアスロンのメディカルセンターにも会議室がなっておりましたので、その際にはスポットクーラーなど使用して冷やしていたこともございます。

○**国頭委員長** 又野委員。

○**又野委員** 代替りのものを使う場合は、特に使用料とかはそのときは取ってはいなかったという…。

○**国頭委員長** 深田課長。

○**深田スポーツ振興課長** 会議室の使用料はかかってきますけども、スポットクーラーについては主催者のほうで準備して設置しておりました。

○**又野委員** 分かりました。

○**国頭委員長** ほかにありませんか。

〔「なし」と声あり〕

○**国頭委員長** ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。採決に向けて委員の皆さんの御意見ををお願いいたします。ありませんか。

〔「なし」と声あり〕

○**国頭委員長** ないようですので、討論を終結いたします。

それでは、採決いたします。

議案第15号、米子市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と声あり〕

○**国頭委員長** 御異議なしと認めます。よって、本件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

都市経済委員会を暫時休憩いたします。

**午後 3 時 0 2 分 休憩**

**午後 3 時 5 6 分 再開**

○**国頭委員長** 都市経済委員会を再開いたします。

次に、陳情の審査をいたします。

陳情第 1 0 3 号、「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書を議題といたします。

本陳情の賛同議員であります岡村議員から説明を求めます。よろしいですか。

岡村議員。

○**岡村委員** ありがとうございます。それでは、陳情第 1 0 3 号、「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書、これの賛同理由を述べさせていただきます。

働く人たちの賃金には、その賃金によって衣食住と子の養育、本人と家族の健康を維持し、働き続けられるだけの費用が賄えるという大原則、生計費原則が存在します。鳥取大学名誉教授で、1998年から15年間、鳥取地方最低賃金審議会の委員や会長を務められた藤田安一さんは、最低賃金は労働条件として国家が国民に最低限度の生活を営む権利を平等に保障するナショナル・ミニマムだと指摘されています。実際、最低賃金法第1条の目的として、賃金の低廉な労働者について、賃金の最低限を保障することにより、労働条件の改善を図り、もって、労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与することを目的とするということがうたわれています。また、最低賃金額の決定に際しては、1つ、労働者の生計費、2つ、労働者の賃金、3つ、賃金支払い能力、この3つの要素があるとされています。我が国における最低賃金の審議は、全国で一つの中央最低賃金審議会と47都道府県ごとに設置された地方最低賃金審議会で毎年行われています。公益代表、労働者代表、使用者代表の各同数の委員で構成されていますが、パートや派遣など低賃金の非正規労働者の声が届きにくく、ややもすると3つ目の賃金支払い能力にとらわれた議論に流れがちになっている、このように指摘されています。

最低賃金、最賃は1968年、昭和43年の法改正で設けられた地域別最低賃金制度によって、都会地ほど最賃を高くすることで若者を農村から都会地へ送り込む高度経済成長を促進するものとなりました。低成長となった最近も地域間の格差が拡大する傾向が続き、1998年、平成10年は最高額、東京都692円、最低額宮崎県582円で、その差額は103円、格差率は85.1%でした。それが直近の2021年、令和3年は、最高額、東京都1,041円、最低額、高知県820円、差額は221円、格差率は78.8%と、この二十数年間を見ても格差の拡大基調が続いています。都市部ほど住居費が高くなるものの、地方では車が必須になることから、生計費には地域差がつきづらいこと、必要な生計費は地域にかかわらず月額22万から24万円ほどが必要になっている。こういった傾向は、陳情者の上部団体である全国労働組合総連合、全労連が毎年最低生計費研究の第一人者の監修を得て、全国各地の都市の若年単身世帯を抽出して行っている最低生計費試算

調査の結果からも見受けられ、このことから全国一律最賃制、時給1,500円への上げが導き出されています。もちろん、地域の中小零細企業にとって最賃の上げは直接経営に響く問題となっており、中小企業が国に求める一番の支援策は社会保険料の減免です。日本商工会議所などが行った調査で、最低賃金上げのための支援策として、税負担等の軽減が62.5%に上っています。これを実現するための最賃上げ企業に対する政府の業務改善助成金は、新年度予算で前年度と同額の12億円にとどまっています。同助成金が始まった2011年度予算の38.9億円と比べると3分の1以下に減っているのが実態です。フランスでは2兆円を超える規模の社会保険料の負担軽減を図っていると言われていますが、日本でも諸外国並みの中小企業支援策を国に求め、時給1,500円を目指すべきです。

昨年、令和3年7月6日、京都府議会は、コロナ禍で影響を受ける中小企業、個人事業主、働く人々への経済対策、緊急支援対策を求める意見書、これを採択しています。その中で、経済活動を維持し、再開していくためには、働く人々の経済的困窮を食い止める最低賃金の改善と一体に、中小企業、個人事業主に対する直接的に負担を軽減する方策の推進など、実効性のある支援が不可欠であると記されております。新型コロナ危機を通じて、東京一極集中の是正が喫緊の課題であることが明らかとなり、三密を避けるためには全国どこでも1日8時間働けば普通に生活できる最賃に上げ、東京一極集中を解消しなければなりません。また、コロナ禍の下で医療や介護、保育、交通機関などで働くエッセンシャルワーカーと呼ばれる労働者の中で、最低賃金ぎりぎり働いている方たちの労働に報いる最賃とすることが待ち望まれています。以上、同陳情の賛同理由といたします。よろしくお願いいたします。

○国頭委員長 賛同議員による説明は終わりました。

賛同議員に対して質疑はございませんか。ありませんか。

〔「なし」と声あり〕

○国頭委員長 ないようですので、賛同議員に対する質疑を終結いたします。

ほかに質疑はございませんか。

遠藤委員。

○遠藤委員 この陳情書は県下の各議会には全部提出されてるんですか。どう把握してますか。

○国頭委員長 森井担当局長補佐。

○森井議事調査担当局長補佐 県下の市、それから県議会にも出されております。

○国頭委員長 遠藤委員。

○遠藤委員 それぞれ審議の結果はどうなってますか。

○国頭委員長 森井担当局長補佐。

○森井議事調査担当局長補佐 結果までは調査しておりません。

○国頭委員長 遠藤委員。

○遠藤委員 これは、私前からこの議会基本条例をつくったときも議論をして、多くの当時の議員さんも知っておられると思うけども、この陳情書を行政区域が、つまり米子市の行政権が及ぶ以外のところから提出されたものを含めて、議論の必要があるかどうかということ随分僕は提起させてもらえたと思っております。本来ならば、この陳情というな

り請願というのはやっぱり制度であっていいで、それは否定はしませんが、行政区域外の人の意見を我々が議論をしなきゃいけない義務があるかどうか、このことをずっと言い続けてきたんですよ。だけど、やっぱり選挙で選ばれとる議員のことだから、恐れて何もみんな物を言わんけども、法律的な制度から考えても、だってそうでしょう、この間、以前あったと思うけど、島根県から陳情が来ちよって、こういう予算をつけてくださいと陳情を出いてきて、そんなことできませんって初めて蹴ったことがあるでしょう。審議しなかったことがある。僕は、ある意味ではそういうことのきちんとしためり張りをつけた陳情の扱いを議会はすべきだと思う。北海道から来ても、沖縄から来ても、米子でみんなそれ議論せないけん。仮にそういう意見が北海道や沖縄のほうからあったとするなら、米子の人がそれを受けて米子の市民として議会に提出をすると、こういうある意味では民主主義の手續というものは尊重していくべきだと思うよ。これは、ぜひ委員長、議会の皆さん方に伝達しておいてほしい。

○**国頭委員長** 遠藤委員のお考えは分かりますけど、これは議運で、議会運営委員会で決まって、手続に従って審査しておりますんで。

○**遠藤委員** 委員長、それがいけんって言っとるだがな。議会運営委員会で決まっとうけんって言って、法律に反するようなことを決めたっていけらへんがな。本当にそういう、もう少しシビアに議論すべきだって、この問題は。いうことを一つ申し上げておく。

○**国頭委員長** 分かりました。

○**遠藤委員** その上で、提出されとる中身を読んでみると、それは一番いいことは最低賃金を上げることですよ、これは。1,500円にしようが、あるいは1,500円が高かったら1,000円にしてもええ、鳥取県は、というような議論はあってもいいと思う。ただ、これが必ずしもこの米子市議会の現在の勢力分野から見たときに、意見書としてまとまるかどうかというのは正直言ってわしも分からんな。だから、そういう意味からいってもちよっと僕はこれは賛同はしかねる。

○**国頭委員長** 今、質疑、遠藤委員、やっていますんで。  
ほかにありませんか。

〔「なし」と声あり〕

○**国頭委員長** ありませんか。

ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。採決に向けて御意見を一人一人お願いいたしたいと思います。

渡辺委員からお願いできますか。すみません。大分、遠藤委員って言い慣れてしまっ  
ね、渡辺委員、すみません、お願いします。

○**渡辺委員** 渡辺ですんで。

○**国頭委員長** 渡辺委員。

○**渡辺委員** この陳情は、最低賃金を1,500円以上を目指せと。また、いろんな中小企業等に係る経費、介護保険料だとかそういったものも全部補助しろ的な内容でございまして、それが遠藤さんのお話しじゃないんですけど、全労連さんの意にそぐってないという資料もついてますし、全労連さんの意にそぐってないっていうのは、政府は1,000円に可及的速やかにやっていきたいという今の政府の方針が全労連との隔たり格差が大きいっていう書類ももらってますんで、私も遠藤さんの言う議会の情勢がどうこうではないん

ですけど、全労連さんの意にそぐわなくても、1,000円でも、前回県の最低賃金が上がったときだけでも米子市内の中小企業経営者からかなり厳しいっていう意見いただいています。それを政府は1,000円にっていうところまでは、我々はそれに向かっていかなきゃいけないと思うんですけど、全労連さんの意にそぐうようなこのような陳情には賛同はしかねます。不採択。

**○国頭委員長** 不採択で。分かりました。

三嶋委員。

**○三嶋委員** 不採択、採択しないでお願いします。

陳情3項目ほど上げてらっしゃいますけれども、これをかなえるためには、先ほどもありましたけども、様々な国の制度に手をつけながら目指していかないといけないという側面があります。ということですので、このコロナ禍の中でいろいろ経済状況も不透明な中で拙速にそのような制度設計に手をつけて、最低賃金1,500円以上にするということについては賛同できません。不採択でお願いします。

**○国頭委員長** 田村委員。

**○田村委員** 私も不採択を主張したいと思います。

そもそも最低賃金、国家が責任持ってとか、先ほど賛同議員の方おっしゃいましたが、高い賃金で都市部に誘導したかのようなお話がありましたが、そういうことは絶対はないというふうに考えます。賃金というのはいわゆる地域格差、人口の多い少ないというものもありますし、そういった流動人口と需給バランスによってはじき出されているというふうに考えるのが普通でして、それを全国一律に当てはめて1,500円というのは、まずあり得ないお話だと思います。本当に1,500円だったら私もうれしいんですが、そういう実態はないということを考えます。例えて言うならば、お隣韓国では、最低賃金をアップするという無理やりなことをやったおかげで、小規模事業者がばたばた潰れたというようなこともありまして、本末転倒のことになってるという実例もある以上、やはりこの本議会にはそぐわない内容ではありますが、あえて判断するというならば採択しないということを目指したいと思います。

**○国頭委員長** 又野委員。

**○又野委員** 私は採択を主張します。

今、実質賃金は、日本はちょっとずつ給料上がったとしても実質的な賃金は下がり続けています。それはなぜかという、代表質問の中でも話をしましたけれども、一部に富が集中している。世界的にもそうなんですけれども、日本でもそういう状況が大企業や超大金持ちの方々に富が集中することによって、十分に所得の再分配が行われていない状況です。そういうところに内部留保課税などでしっかりと課税して、その分を賃金を上げるところにしっかりと支援していくということは可能だと考えています。

それと、全国一律の最低賃金にというところですけども、ILO国際労働機関の調査によれば、世界で最低賃金をきちんと国として定めているところで、ほとんどが全国一律の最低賃金制度を採用しています。地域別の最低賃金を取っているのは、ほとんどがもう面積の大きい国です。例えば、中国とかだと39に分かれています。インドネシアですと30、カナダだと12地域で分かれているということで、これらは圧倒的に日本より面積が大きくて、それぞれでやっぱり経済圏がある地域だと思います。そのような世界の状況

の中で、日本のように狭い国で都道府県ごとに47も最低賃金の差があるという国はほとんど見当たりません。面積が大きければさすがに地域によって差が出るのはしょうがないと思いますけれども、日本ほどのところではありません。イギリス、フランス、ドイツなどでも全国一律の最低賃金です。それらの国々でももともとは幾つかの最低賃金、地域によって分かれてたんですけれども、貧富の格差などを生むとして、それらの国々も格差是正に向けて最低賃金制度、これの役割を強化するために全国一律の方向に世界で進んできています。フランスでは1970年に全国一律になってまして、ブラジルでは1984、インド、パキスタンでは1996年、イギリスでは1998年に全国一律になっています。やはり日本でも全国一律の最低賃金にして、首都圏と地方の格差、さらには貧富の格差解消を図ることが必要だと、それによって米子も活性化すると考えますので、採択を主張いたします。

**○国頭委員長** 続いて、遠藤委員。

**○遠藤委員** 先ほど申し上げたけど、もう一遍御指名だから申し上げますけども、本陳情の1,500円というものの最低賃金のことに対しては、正直言って私は自信が持てません。賃金を上げることについては否定はしません。全国一律でもあっていいというのは当然の筋道です。ただ、それが本当に1,500円、おまえ決めただけども自信持てえかと言われたら、返事のしようがありません。だから、せめて、前からも議論の中で言ってるように、1,000円のところにまず足並みをそろえていこうじゃないかと、そういうことの中で意見書を出せるようになれば一番いいというふうに思っておるところです。だから、今、又野さん、いろいろと国際的な比較の議論をされましたけども、本質的にはやっぱり国会でそういうことを各党がそれぞれ胸襟を開いて議論すべきだと、こういうふうに思いますが、ところが来年の参議院選挙に年金の減収分を目当てに5,000円の税金配分をするような自公政権の動きもありますから、なかなか政治の目標は到達しにくいというような印象を持っております。そういう政治状況も考えると、この陳情どおりの意見書を出すことについてはやや抵抗があると、こういうことを申し上げておきます。

**○国頭委員長** 不採択という…。

**○遠藤委員** 不採択。

**○国頭委員長** 安田委員。

**○安田委員** この陳情は、毎年同趣旨のような陳情が出ております。今のシステムにおいて、東京が1,041円ですか、本県が821円、そのような状況で今推移をしている中であって、全国一律に1,500円にするんだということはちょっと納得ができませんので、これは不採択にしたいと思います。

**○国頭委員長** 中田委員。

**○中田委員** 結論的には不採択です。

私も最低賃金を引き上げること自体は、今の物価の上昇の傾向から見て必要だとは思っておりますけれども、この陳情にある1,500円、それと全国一律というところには、やはり私としては賛同できません。1,500円についてのこの資料を添付していただいておりますけれども、ここで抽出された各都市の生活費、それもワンルームマンションのところで見たいな、そういうことが前提となった数字がありますけれども、それぞれの都市、例えばこの米子市のような地域での生活環境と、これを一律に比較するということは、私

は違うんではないかと思っております。逆に言うと、私はこれが1,500円前後になるような都市を抽出したのではないかという懐疑的な目ですら見てしまうということで、以前も鳥取県の何かのポスターでしたかね、鳥取県の生活で時間的余裕があったり、様々な生活の豊かさがあったりっていうことで、それは賃金の違いがあってもというところで分析された結果だったと思いますけども、それがいいとか悪いとかの問題ではなくて、今の現状は先ほど言われた税体系や社会制度が違う他国と、この日本の何ぼ面積が少なくとも各市町村ごとの生活環境やそれに係る経費の違いというのは現にあります。そういった中で、経済活動の対価として得る賃金を全体的に底上げすることは別にいいことだとは思いますが、あまりにも比較として乱暴だと思います。先ほど言いましたように、事実上1,500円を引き上げて、それに補完する形でのこの各財政支出が極めて大きな財政出動となる中小企業対策や様々なこの施策を同時に展開するということは、私は不可能だと思っておりますので、今の現状では、採択しないを主張します。

**○国頭委員長** 矢倉委員。

**○矢倉委員** 私は、基本的に自由競争の中で、こういうことが議論されるということはいかなるものかなというふうには思っております。ただ、これは経営者側にも私、大きな今、日本では問題あると思っております。利益が上がった企業がそれなりの役割を果たしてない。支払いをしてないっていうことなんですよ。給料を上げなかった。今、我が国は世界に十数年、世界一ですよ、海外で金持っているのは。こういうことが我が国の失われた20年、30年って言われとる一つの要因になってる、悲しい現実である。それは経営者側にも大きな問題あると思っておりますし、日本のこの経済が伸びない。ただ、だからといってこの最低賃金を大幅に上げていく、それは分かるけども、そういうたがはできるだけはめらずに自由競争をやっぱりやっぴいかなかったら、日本はやっぱり将来経済成長がおぼつかないと思っておりますので、これについては私は不採択といたします。

**○国頭委員長** 不採択ということですね。

それでは、皆さんの御意見が出ましたので、討論を終結いたします。

これより採決をいたします。

陳情第103号、「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書について、採択することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手…又野委員〕

**○国頭委員長** 賛成少数であります。よって、本件は、採択しないことに決しました。

次に、先ほど不採択と決しました陳情第103号について、採決の結果の理由の取りまとめを行います。

採決結果の理由につきましては、先ほど各委員から出されました御意見を正副委員長において集約いたしまして、各委員に御確認いただきたいと思っております。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と声あり〕

**○国頭委員長** 御異議ございませんので、そのようにさせていただきます。

都市経済委員会を閉会いたします。

**午後4時22分 閉会**

米子市議会委員会条例第29条第1項の規定により署名する。

都市経済委員長 国 頭 靖